

友愛社会とは何か—ヨーロッパから学ぶ社会像

聖学院大学大学院教授

富沢賢治



非営利・協同総合研究所いのちとくらし

ワーキングペーパー No. 2

2010年3月1日

友愛社会とは何か—ヨーロッパから学社会像

聖学院大学大学院教授 富沢賢治

目次

はじめに

I 問題と問題解明の方法

1. なにを問題とするか
2. 問題をどのように解明するか

II 時代の動向

1. 世界の状況
2. アメリカ
3. ヨーロッパ
4. イギリス
5. 日本
6. 民間非営利組織増加の要因
7. 民間非営利組織の評価
 - (1) アメリカでの評価
 - (2) EUでの評価
 - (3) CIRIECでの評価
 - (4) フランスでの評価

III 社会的経済の事例—モンドラゴン協同組合

1. 発展の歴史
2. 組織と運営の基本原則
3. 1990年代以降の状況
4. 発展の要因
5. ワーカーズコープ発展の基本的要因としての協同労働

IV 社会的経済の理論

1. 「社会的」という言葉の意味
2. 社会的経済論の歴史
3. EUの政策としての社会的経済
4. 社会的経済論の社会認識
5. 社会的経済論の政策提言
6. 社会的企業の発展
 - (1) 社会的企業という概念
 - (2) 社会的企業の社会的位置と機能

V 友愛社会の展望

1. 市場経済と労働の社会化

- (1) アダム・スミスと市場経済
- (2) マルクスの人間観と労働観
- (3) マルクスの未来社会論
- (4) 「労働の社会化」論

2. 生活の社会化と友愛社会

- (1) アソシエーティブ民主主義
- (2) アソシエーティブ経済
- (3) 労働運動の根本方針
- (4) 生活の社会化と友愛社会の成立
- (5) 労働の社会化を促進するための法制度

参考文献

はじめに

非営利・協同総合研究所における「社会保障制度ワーキンググループ」は、断続的ではあるが数年にわたりヨーロッパ諸国の福祉社会の現状と課題について報告会を重ねてきた。北欧諸国については宮本太郎さんが、南欧諸国については田中夏子さんと石塚秀雄さんが、イギリスについては大高研道さんが、現場調査を踏まえて示唆に富む報告を行ってきた。

私はここ数年膝の痛みのため外国調査ができず、もっぱら上記諸氏のご報告から学ぶ一方であった。ワーキンググループの報告書を作成するにあたり私としては、メンバー諸氏の研究成果から学んだ点を私なりに整理して、ヨーロッパ社会が総体としてどのような社会を目指しているのかという問題を、EUの政策を中心にして考察することとした。

これからの日本社会のあり方を考えるうえでヨーロッパから学ぶ点は多々あるが、本稿では「第3セクター」の問題に焦点を絞る。なぜならば、日本社会とヨーロッパ社会を比べてみると、日本社会の最も大きな問題点は、市民社会の未成熟であり、さらに論点を絞ると「第3セクター」の未成熟にあるからである。

「第3セクター」という言葉は、日本語では、「国や地方自治体と民間企業との共同出資で設立される事業体」を意味する（『広辞苑』）。しかし、この用語法は日本独自のものであり、国際的には通用しない。国際的な用語法では、「第3セクター」という言葉は、「国家セクター」（第1セクター）と「営利企業セクター」（第2セクター）と並んで存在する、第3の社会領域である「民間非営利組織セクター」を意味する。

日本における基本的な社会組織は、「国や地方自治体」と「民間企業」である。この2つの社会組織の領域に比べれば、「民間非営利組織」の領域は、あまりにも微小で、第3の社会領域（セクター）を占めているなどとはとても認識できない。したがって、2大組織である「国や地方自治体と

民間企業との共同出資で設立される事業体」が第3のセクターを形成する。これが、日本の常識である。

この常識は、国際的な観点からして日本がいかにかに特殊な社会であるかを示している。この常識にとらわれているかぎり、グローバリゼーションのなかでの日本社会の未来は、展望できない。これからは、3つのセクターのそれぞれがその最良の機能を果たすことによってベストミックスを図るような社会が必要とされている。

したがって、解明されなくてはならない基本的な2大課題は、①3つのセクターのそれぞれの最良の機能とはなにか、②それらのベストミックスはどのようにして達成されるか、である。

この2大課題を解明するためには、まずもって日本社会で軽視されてきた国際的な意味での「第3セクター」とはなにかという問題を明らかにする必要がある。この問題の解明が、本稿の課題である。

本稿で用いられる「第3セクター」という言葉は、国際的な用語法によるものである。日本で用いられている「第3セクター」という言葉との混同を避けるために、国際的な用語法による「第3セクター」を「サードセクター」と表記する研究者もいる。しかし、本書では、第1セクター、第2セクターとの関連において第3セクターが問題とされるので、「第1」「第2」「サード」という表記ではなく、「第1セクター」「第2セクター」「第3セクター」と表記する。

本稿は、「友愛社会とは何か—ヨーロッパから学ぶ社会像」という題名から推測できるように、一般読者にも読んでいただけるようなかたちをとっている。2009年9月に成立した鳩山民主党政権は、友愛社会の確立をスローガンとしている。しかしながら、その友愛社会の内実については、かならずしも十分な説明がなされていない。朝日新聞の車内広告に「友愛を否定する人はいない。問題はその先だ」という一文がある。その通りである。本稿は、現代的な条件のもとで、友愛を基盤とする社会がどのような形で成り立つのかを問題としている（同様な問題関心をもって書かれた最近の友愛社会論として、中西 2009、がある）。しかしながら、テーマが大きすぎるために研究論文としては十分なまとめができていない。本稿は、絵にすれば、粗っぽいデッサンの段階にすぎない。完成稿の前に発表してコメントをいただき、改訂を加えて、完成度を高めるための未定稿（ディスカッション・ペーパー）である。読者諸氏のコメントを参考にして、完成稿をまとめたい。

I 問題と問題解明の方法

1. なにを問題とするか

現代社会の一大特徴は、経済のグローバリゼーションの進展と地域社会の衰退である。世界は市場原理によって経済的に統合されつつある。しかし、その反面で人々の生活の場である地域社会に多くの社会問題が発生しつつある。経済的統合の反面で社会的な分裂が生じているのである。

市場統合と社会統合の両立は可能か。可能であるとすれば、いかにかに実現させるか。この問題は、別言すれば、市場原理が追求する効率性と、その一方で疎外されがちな社会性とをいかにかに両立させるかという問題である。

この問題にアプローチするためには、単に経済学と社会学だけでなく、さらに政治学の観点（原理的には公平性の観点）が必要とされる。市場原理を基礎としながらも効率性だけでなく社会性と公平性を加えた三者の鼎立を可能とする社会をいかにかに実現させるか。これが、現代の社会学者が

解くべき基本的問題となる。

このような問題を発生させる背景には、とりわけつぎの3つの時代状況がある。

第一は、グローバリゼーションとローカリゼーションの同時進行(グローカリゼーション)である。グローバリゼーションというコインを裏返せば、そこにはローカリゼーション(地域化)という現象が見られる。グローバリゼーションが進めば進むほど、国家間を隔てる壁は低くなり、地域社会という生活の単位が表面化し、地域における生活問題が表面化する。しかも、この現象は、「中央から地方への分権化」の進行によって加速化される。一方、これらの生活問題の解決を目的として活動する民間非営利組織が、グローバリゼーションの過程ではNGO、ローカリゼーションの過程ではNPOなどとして、多くの国で急増している事実にも注目する必要がある。

第二は、「官から民へ」という時代動向である。「官から民へ」という動向において重視すべき点は、単に「非効率な官業から効率的な民営へ」という効率性の視点だけではなく、「官が担っていた公共的な事業の民営化」という、事業の公共性の視点である。「福祉国家から福祉社会へ」という表現が、この時代動向を端的に示している。このような時代状況のなかで、公共性を有する事業を営む組織としての民間非営利組織の役割が、明確化しつつある。

第三は、市場統合の国際的進展と、そのもとの伝統的共同体の衰退である。伝統的共同体の衰退は、いわば歴史的必然性をもって進行しているが、問題は、新しいかたちでの共同体が未成熟だという点に見られる。新しいかたちでの共同体の未成熟は、直接的な人間関係の希薄化、児童の社会化の遅れ、人間性の危機などの社会問題と連動している。新しいかたちでの共同体の構築が、21世紀社会の基本的な課題となる。

新しいかたちでの共同体の未成熟は、どのように人間性の危機と連動しているか。

市場関係が普遍化すると、人と人は、貨幣を通して間接的に結びつけられるようになり、人と人を結びつける直接的な絆が薄くなる。地域社会では「隣は何をする人ぞ」という状態が生じ、家族関係においても「金の切れ目が縁の切れ目」という事態が生じる。人と人を直接的に結びつける場(コミュニティ)が衰退しているのである。

人と人が貨幣によって結びつけられる世界においては、すべての価値判断のなかでも貨幣価値が最高の基準となる。その結果、自然の持つ価値と人間の持つ価値が軽視され、自然崩壊(環境破壊)と人間性の崩壊が生じる。

人類史的な観点から世紀単位で根本的な社会問題を挙げるとすれば、19世紀は伝統的共同体の衰退、20世紀は地球環境の危機、21世紀は人間性の危機だと言える。

19世紀には、市場経済の世界的進展につれて、伝統的共同体が各地で衰退していった。産業の主役が農業から工業やサービス業に移行するにつれて、村は都市へと変貌していった。共同体の特徴は、人びとの結びつきである。共同体の衰退は、人びとの結びつきの衰退を意味する。人びとは、村の堅苦しい人間関係から解放される一方、都市生活の孤独さを味わう。

20世紀、市場経済の進展は、地球的規模で伝統的共同体を崩壊させるだけでなく、自然の再生そのものを危機に追いこみ、地球環境の危機を生みだした。

人間は社会環境と自然環境のなかで生活している。共同体の衰退と自然環境の危機が人間の本性に影響を及ぼさないわけがない。21世紀の人間は、自然(nature)と人間性(human nature)の破壊というnatureの二重苦に苦しめられていると言えるかもしれない。

21世紀になってまだ数年であるが、この間の社会変化のスピードはすさまじい。変化の主要要因は、市場経済のグローバリゼーションである。20世紀末に社会主義諸国が衰退あるいは崩壊した後、市場経済が地球の全面を覆いつつある。それに伴って、伝統的共同体の崩壊期に比べていっそう進んだかたちでのコミュニティの衰退が、各地で進行している。

19世紀の伝統的共同体の衰退期においては、人びとの結びつき（コミュニティ）の核心をなす家族内の人間関係、相互扶助関係は、伝統的共同体の歴史的遺制の影響もあって、依然としてかなり密接であった。しかしながら、21世紀においては、地域コミュニティの核をなす家族コミュニティそのものの揺らぎとそれに伴う人間性の危機的現象が生じている。動物生態学者の正高信男氏によれば、最近の日本の若者たちの行動は日本猿に近づいている（正高 2003）。

このように見えてくると、現代人は、19世紀に始まる地域コミュニティの衰退、20世紀に始まる地球環境の危機、21世紀の特徴をなす人間性の崩壊という三重苦に苦しめられていると言える。

以上を総括しよう。①現代社会の根本問題は、「共同体の崩壊→新しい共同体の未成立」である。②21世紀の社会科学の基本的課題は、現代社会の諸条件のもとで、市場統合と社会統合を可能とする新しいかたちの共同体をいかに成立させるか、その道筋を明らかにすることである。

2. 問題をどのように解明するか

明治維新以来、日本社会はドイツを基本的なモデルとして国家を形成してきた。そのモデルは第二次世界大戦でのドイツと日本の敗北とともに崩壊した。戦後の日本社会は、もっぱらアメリカをモデルとして「アメリカに追いつき、追い越せ」をモットーとして変化を遂げてきた。一部の人はソ連型社会主義をモデルとしてきた。しかし、ソ連型社会主義モデルは、20世紀末に崩壊し、アメリカ・モデルも、2008年の世界的金融危機の到来とともに、泡のようにはじけてしまった。

今や日本社会はモデルを持たない浮遊社会のようにみえる。世界の最先端を走る日本にはもはやモデルはいらないと言う人もいる。では、日本社会はどのような方向に向かって舵取りをすればよいのであろうか。正しい舵取りをするためには多くの国の歴史と現実を参照にして、日本社会の将来像についてある一定の理念型をつくる必要がある。

もはや一国がモデルになりうるような時代ではない。そのような状況のなかで、グローバリゼーションの時代に即応して、ヨーロッパ諸国の統合を図っているEU（欧州連合）は、重要な先進事例を提示している。

EUは、「市場統合」と並んで「社会的ヨーロッパの建設」という旗を掲げて、社会的排除の解決と共生社会の実現に努力しているが、そこで問われているのは、市場統合と社会統合の両立、経済と社会の調和、効率性・社会性・公平性の鼎立、という現代社会の基本問題に他ならない（恒川 1992）。

ヨーロッパから何を学びとるか。この問いに答えるためには、次の点が明らかにされなければならない。①ヨーロッパで取り組まれている諸活動のなかでも、歴史的に先進的な意味を持つものは何か。②歴史的に先進的な意味を持つ諸活動のなかでも、日本社会にもっとも欠如しているもの、日本社会がもっとも必要とするものは何か。

ヨーロッパ社会と日本社会との比較においてよく指摘されるのは、市民社会の成熟度の差である。個人の問題として見るならば、自立した個人の確立と自立した個人相互の連帯の存在の有無である。

このような観点から今日のヨーロッパでの諸活動を見渡すとき、とりわけ目を引くのは、個人の自立にもとづいた協同を経済活動として実践し、それによってコミュニティの活性化を図ろうとする活動である。そのような経済活動は、EU 諸国において「社会的経済」(social economy) というコンセプトで語られることが多い。

EU は、社会統合の経済的手段として社会的経済の役割を重視している。社会的経済の担い手は、EU の法制度上の分類では、伝統的には協同組合、共済組合、NPO とされているが、最近の傾向では、法人格の如何を問わず、また、法人格の有無を問わず、「社会のために」活動する経済組織が「社会的企業」(social enterprise) という名称で括られ、多様な形態の組織が社会的経済の担い手とされている。

端的に言えば、社会的経済の担い手は、営利目的ではなく社会問題の解決を目的として経済活動をする組織である。そして、それらの組織の集合が「社会的経済セクター」「民間非営利セクター」「第3セクター」「市民セクター」などと呼ばれる。

「社会的経済」における「社会的」という言葉は、「協同」という意味だけでなく、「社会のために」という意味を内包している。

「社会のために」という言葉は、その意味があいまいなので、「非営利」という言葉で裏打ちされることがある。「社会のために」する活動は、なんらかの社会問題の解決をめざして行われる活動であり、営利を目的とするものではないという意味合いである。

「社会的経済」にしる「社会的企業」にしる、「社会的」という言葉は、日本語としてはこなれていないので、日本では「非営利・協同」という表現が用いられることが多い。

非営利・協同の活動は、とりわけ 1970 年代以降、ヨーロッパに限らず世界の多くの国で増大している。

ヨーロッパでは、EU 諸国における民間の非営利・協同活動の展開を背景にして、1989 年には EU (当時は EC) 委員会が「社会的経済」部局を新設し、コミュニティ活性化政策の一環とし社会的経済組織の支援に乗り出している。

EU 諸国における社会的経済の実践は多様であり、社会的経済をめぐる見解も多様である (Schragge and Fontan 2000, 栗本 2007)。社会的経済をめぐる見解は、主としてヨーロッパ諸国を念頭に論じられている。しかし、社会的経済の実践と理論は歴史的な先進性を持つゆえに、他国にとっても将来社会を展望するさいに役立つところが大きい。本稿においては、日本社会の将来像を展望するという観点から、EU を中心とするヨーロッパ諸国の実践と理論を私なりに整理し、市場統合と社会統合の調和をいかに実現させるかという問題を、社会的経済論を中心にして考察する。

II 時代の動向

1. 世界の状況

今日、福祉国家の衰退に伴い、多くの国で「福祉国家から福祉社会へ」が国家の社会政策の基軸をなしている。それは、一面では、福祉の市場化であり、他面では、福祉の担い手を国家から個人、家族、地域社会、中間組織などへ移行させていく政策である。しかし、福祉事業の歴史が証明して

いるように、福祉事業を市場原理によって運営することには限界がある。また、今日の状況下で家族と地域社会を福祉社会の主要な担い手とするのも困難である。家族形態が変化しているだけでなく、地域社会の衰退化が激しく、地域社会の維持それ自体が重大な問題となっているからである。

伝統的な共同体が衰退していくなかで、近代社会にふさわしい相互扶助のシステムをどのように作りだしていくかが問われている。すなわち、伝統的な共同体の復活ではなく、市民社会における新しい形態の共同体の創造が問題とされている。

個人が埋没しているような伝統的共同体の復活ではなく、個人の自発性にもとづく相互扶助活動がシステム内に組み込まれているようなコミュニティをつくりだすためには、どのような構想が必要とされるのであろうか。

市民社会における新しい形態のコミュニティをつくりだす主体は市民自身である。市民が多様な非営利・協同組織をつくり、そのネットワーク化によって市民社会の内部に近代的な相互扶助システムをつくっていくことが、福祉社会の重要な課題となっている。

民間非営利組織づくりによってコミュニティを活性化させ、それを基盤に福祉社会をつくるという構想は、今日の状況下で、どのような意義と問題をもっているのであろうか。

まずは実態面を見てみよう。最近の社会現象の大きな特徴として、民間非営利組織の急増を挙げることができる。1970年代以降、多くの国で民間非営利組織が急速に増加しつつある。

とりわけNPOの増加が著しい。たとえばフランスではNPOの増加数は、1960年代は平均して1年に11,000であったが、80年代には約5倍化している（1987年には1年間で54,000以上のNPOが新設された）。伝統的にNPOの活動領域が大きいアメリカでも、1987年の調査によれば、65%のNPOが1960年以降に新設されている（Salamon 1994, 111 ページ。邦訳 403 ページ）。

サラモンを中心とする非営利セクター国際比較プロジェクトの調査結果によると、1990年における世界の主要7カ国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ハンガリー、日本）のNPOセクターの就業者数は1,180万人であり、全就業者数の5%、サービス産業内の就業者数の12%を占めていた。この他にフルタイムのボランティアが470万人いた。事業高は、4,730億ECUであり、全GDPの5%を占めた。財政面を見ると、収入の47%が事業収入、43%が公共機関からの援助、10%が寄付収入であり、支出の75%は、教育、健康、社会サービス、文化・レクリエーションという4領域の活動にあてられていた（Social Economy Unit of the European Commission, 1995, 5-6 ページ）。

協同組合の発展に関して注目されるのは、1970年代以降、ワーカーズコープのような新しいタイプの協同組合が多くの国で増加していった点である。ワーカーズコープとは、労働者が所有権と管理権をもつ協同組合である。別言すれば、協同組合原則にもとづいて運営される労働者の自主管理企業である。ワーカーズコープの事業は、産業部門を問わず、生産、サービス、流通、販売、信用、文化など多岐にわたる。どのような事業を営もうとも、その事業を営む人びとが自分たちで出資し、所有し、管理し、かつ事業が協同組合原則（1人1票制による民主的運営、出資金に対する配当の制限など）にもとづいて運営されるかぎり、その事業体はワーカーズコープと称される。そこで働く労働者は、出資をし、経営責任を持つ労働者であり、雇用されないで働く協同労働者である。

19世紀以来、多くの資本主義国で賃金労働者は労働組合を組織し、失業者たちは原初的なワーカーズコープを組織した。失業者たちは、仕事がないために自分たちで資金を出し合って仕事をつくりだしていったのである。しかし、ほとんどのワーカーズコープは失敗に終わった。イギリスの協同組合運動の歴史と現実を調査したベアトリス・ウェブは、はやくも19世紀末に、ワーカーズコープに成功の可能性はない、と結論した。それ以来、労働者には資金も経営能力もないからワーカーズコープは成功しえないとする見解が通説となった。

しかし、1970年代以降、世界資本主義が動揺し始めると、多くの国でワーカーズコープが組織されるようになった。とりわけヨーロッパにおけるワーカーズコープの急増が注目された。欧州共同体（EC）内のワーカーズコープの組合員数は70年代に2.5倍に増えた。国際協同組合同盟の1980年大会では、「いまやワーカーズコープは、各種協同組合のなかの単なる一組織ではなくっており、労働者が同時に所有者となる新しい産業民主主義の基本的構造を形成している」と評価されるまでになった（Laidlaw 1980, 邦訳、160-161ページ。通称「レードロー報告」）。

とりわけスペインのモンドラゴン協同組合の成功が世界的に注目された。スペインではワーカーズコープが、協同組合総数の3分の1強を占めている。とくにバスク地方ではモンドラゴン協同組合が労働人民金庫を中軸に、生産、消費、教育、住宅、サービスなどの諸協同組合から成る連合体を構成し、地域社会を活性化させた（モンドラゴン協同組合については次章で詳論する）。

1970年代以降、日本でもいくつかの団体がワーカーズコープ運動に取り組んだが、その典型は中高年雇用・福祉事業団の活動に見ることができる。事業団は、失業対策事業に従事する労働者を組織した労働組合である建設一般全日自労のイニシアティブで組織されたワーカーズコープである。71年、失業対策事業への新規就労の打ち切りという労働省の施策に直面して、全日自労は、失業者自身が就業の場をつくる事業団運動を始めた。この結果、地方自治体が仕事を出し、その仕事を労働者が管理運営するという「事業団方式」が生み出され、79年には中高年雇用・福祉事業団全国協議会が結成された。この協議会は、86年に自らを労働者協同組合と規定し、中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会と改名した（さらに93年には日本労働者協同組合連合会という現在の名称に変更された）。

80年代には主婦層を中心とするワーカーズコープ（ワーカーズ・コレクティブ）も発展していった。「人間的で有意義な仕事の場づくり」というレードロー報告の問題提起に共感して、82年にはワーカーズ・コレクティブの第1号である「にんじん（人人）」が組織され、その後ワーカーズ・コレクティブ運動が全国展開していった（藤木 2009）。農村においても農村女性ワーカーズが組織されるようになった。

2007年現在におけるワーカーズコープ組織の構成員と事業高は、日本労働者協同組合連合会が44,000名、240億円、ワーカーズ・コレクティブが17,000名、136億円、農村女性ワーカーズが推計、60,000名、200億円である（島村 2008年、21ページ）。

上記の組織以外にも障害者就労支援団体など、出資・労働・経営を一体化したワーカーズコープ的な働き方をしている組織が多数存在する。

運動の発展に伴って、ワーカーズコープの法制化の動きも見られる。2008年に「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足し、その後、法制化が具体的なかたちで検討されている。「協同出資・協同経営で働く協同組合」とは、「働きたいと思う者が集まり、お金を出

し合い、それを運転資金にして組織（仕事場）をつくり、対等な立場で組織運営を行う、〈雇う〉×〈雇われる〉の関係性ではない働き方で仕事」をする一種のワーカーズコープである（菅 2009、21 ページ）。

民間非営利組織の増加にともない、公共セクターでも私的セクターでもない、民間非営利組織から成る第3のセクターの役割が世界各地で注目されるようになってきている。民間非営利組織に関する国際比較調査を行ったサラモンとアンハイアーによれば、民間非営利組織はアメリカやイギリスでは政府の社会福祉活動を補完する機能、フランスでは貧困層の社会的排除の問題を解決する機能、スウェーデンでは多元主義を推進する機能を求められている。民間非営利組織はまた、ロシアや東欧では「市民社会」を育成するものと期待され、発展途上国では「自立のための援助」を重視する新しい開発問題へのアプローチのための重要な触媒と見られるようになってきている（Salamon and Anheier 1994, 2, ページ。邦訳 2-3 ページ）。

西川潤は非営利部門の世界的規模の拡大について、1994年の時点ですぎのように総括している。「先進国では平均してみると、雇用の1割程度が非営利部門だろう。しかし、世界の協同組合員数が6億人といわれるように、その社会的影響は大きい。そして、経済サービス化とともに、非営利部門は成長を続けているし、同時に民間営利部門、個人部門とのネットワーク化も進んでいる。社会的セクターはその存在自体によって、営利一辺倒や権力一辺倒の社会のゆがみを正し、よりバランスのとれた社会像を提示する役割を果たしている。発展途上国でも実は事態は同様である。工業化、資本蓄積の中で、市場・国家独裁のゆがみを正すNGOや住民の社会運動が、それぞれの地域の文化伝統を踏まえて広がっている」（西川 1994 a）。

国連も、民間非営利組織の特別な社会的意義に注目するようになってきている。

97年の国連総会は、2001年を「ボランティア国際年」とする決議を採択し、各国政府や国連機関などに対して、ボランティア活動の認識を高め、ネットワークをつくることなどを提言した。また、2009年の国連総会は、2012年を「協同組合国際年」とする決議を採択し、各国政府や国連機関などに対して、社会的・経済的發展を促進するうえでの協同組合の基本的な役割の認識を高め、協同組合発展のための環境をつくることなどを提言している。

国連のなかで協同組合問題を担当する機関はILOである。ILOは近年、協同組合だけではなく、協同組合を含む民間非営利経済組織全体を「社会的経済」(social economy)の組織としてとらえ、社会的経済の發展を促進している。社会的経済に関するILOの最近の会議（「社会的経済：世界的危機へのアフリカの対応」2009年10月）では、社会的経済がすぎのように定義されている。「社会的経済とは、協同組合、共済組織、NPO、財団、社会的企業など、経済的目的とともに社会的目的をもち、連帯を促進しつつ、財とサービスと知識を生産するという、独自の特徴をもつ企業と組織を担い手とする経済である」（ILO 2009、2 ページ）。

今日の世界的経済危機のもとで国連が社会的経済の促進に取り組む意義については、「公正なグローバル化のための社会的正義に関するILO声明」（2008年）において、すぎのように述べられている。経済のグローバル化のもとでは、「強力な社会的経済と活力ある公共セクターを伴う、生産的で利益を生む持続可能な企業が、持続可能な経済發展と雇用創出のために不可欠である」（ILO 2008）。

社会的経済の中心的な担い手は、伝統的には協同組合、共済組織、NPOとされているが、最近

の傾向では、法人格の如何を問わず、また、法人格の有無を問わず、ビジネスの手法を活用して社会的課題の解決をめざす組織が「社会的企業」(social enterprise) という名称で括られ、世界各地で急成長している(社会的企業の最近の状況については、4章6節「社会的企業の発展」で詳論する)。

民間非営利組織は、発展途上国においても活発に運動を展開している。これに伴い、従来の先進資本主義国中心の「社会的経済」というコンセプトも、最近では「連帯経済」というコンセプトとともに世界各地で一般化しつつある。西川氏によれば、「社会的経済(国内の社会問題を解決するための非営利社会組織)から連帯経済(グローバル・レベルで市場の失敗を是正し、新しいマクロ・レベルの経済システムを構築していこうとする運動)」の間には連続性がある(西川 2007、17ページ)。

以下、いくつかの国をとりあげて1970年代以降の民間非営利セクターの増大について概観しておこう。

2. アメリカ

L. M. サラモンによると、非営利セクターを構成する組織に共通する特徴は、①公に組織されたもの、一般的には法人組織であること、②民間の組織であること、③利益配分をしないこと、④自主管理をすること、⑤自発的な有志による組織であること、⑥公共の利益のための組織であること、である。具体例として彼はつぎのような組織をあげている。「本書で使われている『民間非営利セクター』という用語は、民間の法人組織でありながら、保健、教育、科学の進歩、社会福祉、多元的価値観の促進といった公共の目的を追求する機関の集合体を意味している。したがって非営利セクターには、何千ものデイケアセンター、私立病院、大学、研究所、地域開発機関、里子養育施設、社会福祉機関、雇用促進・訓練センター、博物館・美術館、アートギャラリー、交響楽団、動物園、事業・職業組合、アドボカシー団体、その他多くの類似の機関が含まれる」(Salamon 1992, 5-7ページ。邦訳 20-21ページ)。

伝統的にNPOの数が多いと言われるアメリカにおいても1970年代以降の非営利組織の増加は著しい。P. F. ドラッカーによれば、70年代以降の「アメリカ社会における最大の成長産業」は第3セクター(民間非営利セクター)において見られる。1972年からの10年間にアメリカの全就業者の伸び率は22%、営利セクターでの伸び率は21%であったが、第3セクターでの伸び率は2倍近くの42%であった。その結果、80年代初頭には病院、学校、慈善団体、文化団体などの民間非営利組織から成る第3セクターで働く人びとが最大の労働力集団となった。成人の半数である9千万人がなんらかのかたちで第3セクターで働いていたが、フルタイムに換算すると彼らの労働量は750万人に相当する(Drucker 1989, 第13章)。

サラモンとアンハイアーの調査によれば、1990年度アメリカの第3セクターの規模と財政構造は、およそ以下のとおりである(Salamon and Anheier 1994, 98-102ページ。邦訳、130-136ページ)。

運営支出は3,410億ドル(GDP国内総生産の6.3%)である。雇用者数は712万(労働人口の6.8%、パートタイム雇用者はフルタイム換算してある)である。これに加えて、フルタイムに換算して920万人に相当するボランティアがいると推定される(1995年)。1995年にボランティ

ア活動に参加した 18 歳以上のアメリカ人は、全体の 49%にあたる 9,300 万人で、1 週間に平均 4.2 時間の活動をしている。

運営支出の 4 分の 3 を病院と高等教育機関が占める。とりわけ病院とその他の保健・医療サービス機関が占める割合が大きく、全体の 50%以上を占める。全病院の半分以上が、民間非営利組織である。公的施設は 3 分の 1 で、残り（約 17%）は営利組織である。

教育・調査研究機関が支出の約 4 分の 1 を占める。なかでも高等教育機関が主要な地位を占める。民間非営利組織の大学は全大学数の約半分を占める。

社会福祉サービス組織の運営支出は全体の約 10%である。しかし、社会福祉サービス分野で活動する組織の 60%近くが非営利組織であることを考慮すると、この分野での非営利組織の重要性はかなり高い。こうした組織は、保育、カウンセリング、情報・紹介サービス、家族向けサービスなどの活動をしている。

同様に文化・レクリエーションの分野でも支出は全体の 3%と少ないが、非営利組織の役割はかなり大きい。たとえば交響楽団、美術館、オペラ、博物館などはほとんどが非営利組織である。

収入は会費と事業収入が非営利セクターの全収入の半分以上を占める。そのほとんどは民間保険および患者からの医療費、大学の授業料というかたちをとる。収入の約 30%は政府からの支払いである。その大半を占めるのは、高齢者と貧困者を対象とする公的健康保険制度による医療費の払い戻しである。残りは政府の助成金か、サービス購入契約にもとづく収入である。収入の 19%は民間からの寄付金である。大部分は個人の寄付であり、基本財産を持つ財団や法人からの寄付は約 20%を占める。

「多くの地域で、非営利セクターの支出は地方自治体のそれを超えている」（Salamon 1992、28 ページ。邦訳 67 ページ）。

3. ヨーロッパ

つぎにヨーロッパの状況を見よう。

EU 諸国においては、資本の自由移動にともない地域社会の衰退化が激しく、地域社会の維持が重大な問題となっている。すでに述べたように、地域社会の活性化を図るために EU は民間非営利組織に対する支援を政策化している。政策対象とする民間非営利組織は「社会的経済」の組織という名称で総括される。1989 年に EC 委員会は第 2 3 総局内に社会的経済組織の振興を目的とする社会的経済部局を設置したが、その際の現状認識はつぎのようであった（富沢 1999、165-166 ページ）。

社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯と 1 人 1 票制を基礎とするメンバー参加を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は協同組合、共済組合あるいはアソシエーション（NPO のヨーロッパ的表現）という法的形態をとっている。社会的経済組織は、EC 加盟国のすべての経済領域で活動している。ただし、法的形態、規模、活動内容においては非常に多様である。

協同組合については、消費協同組合が EC 加盟国全体で約 2 千万世帯、40 万の従業員、2 万 2 千の店舗、200 の工場を有し、500 万 ECU の事業高をあげ、ヨーロッパ全小売事業高の約 10%を占めている。農業ではヨーロッパの全農産物の約 60%が協同組合を通じて収集、加工、販売されて

いる。1987年現在の数字をあげると、デンマークでは豚肉、ミルク、果物、野菜の90%強、ギリシャでは穀物、果物の役50%、フランスでは野菜の35%が最低で、最高は豚肉の78%、イタリアでは卵の5%が最低で、最高は穀物の35%となっている。

金融業界では協同組合銀行がヨーロッパの全預金高の約17%を占めている。

生産とサービスに関わる協同組合は、建設、印刷、ガラス製造などの伝統的な生産分野の他、1970年代後半以降は旅行関連、情報産業関連、コンサルタントなどのサービス産業での発展が著しい。100万世帯以上が住宅協同組合の提供する住宅に住んでいる。旅行協同組合は、300万以上のベッドを旅行者に提供している。

就業機会の創出という面では、ワーカーズコープの役割が大きい。とりわけ就業機会の少ない青年、女性および過疎地域の活性化のために、ワーカーズコープは貢献している。

生産とサービスの協同組合が急増しているのは、とりわけフランスとイタリアである。ヨーロッパの生産・サービス協同組合の4分の3は、この両国に存在する。

共済組合については、約1万の組織があり、20万の従業員が活動し、約4千万世帯が健康保健と年金の共済組合に加入している。1984-85年現在のマーケットシェア率をあげると、生命保険については、最低がオランダの1.6%、最高がイギリスの38%、損害保険については、最低がイタリアの8.1%、最高がドイツ連邦共和国の52.1%となっている。

ドイツの保険業界の上位10社中、3社が共済組織である。デンマーク、スペイン、フランスでも損害保険業界では同様であり、生命保険業界では上位10社中、1ないし2社が共済組織である。

最近では損害保険業界（とくに自動車と住宅）におけるマーケットシェア率の増大が著しい。フランスでは共済組織が自動車損害保険の55%を占めている。

アソシエーション（NPO）については、健康、教育、研究、文化、スポーツ、レジャー、旅行、ホテル、環境保全、地域開発、貧困対策などの分野で数を増加させている。

なお、EUROSTAT（EU統計局）が1993年に行った調査によれば、当時のEC12カ国の全国組織に加盟する社会的経済組織数は26万9千、就業者数は290万人、事業高は1兆5千5百億ECUである。その内訳は、組織数に関しては、協同組合が39%、共済組合が5%、NPOが56%である。就業者数に関しては、協同組合が61%、共済組合が8%、NPOが31%である。事業高に関しては、協同組合が79%、共済組合が5%、NPOが16%である。メンバー数は、協同組合が5千370万人、共済組合が9千660万人、NPOが3千210万人である（富沢 1999, 48-49ページ）。

メンバー数の合計は1億8240万人となる。1人が複数の組織に加盟している場合があるので、実態は異なった数字となるが、かりにこのメンバー数を当時のEC12カ国の総人口3億2千万人と単純に比較をすると、総人口の約57%が社会的経済セクターに所属するメンバーの数となる。この他にボランティアの数を加えると、社会的経済セクターに関連する人びとの数はかなりの規模になる。

NPOのなかにはフルタイムで働くボランティアがかなりいるので、その数を含むと上記の就業者数は大きく変化する。EUの欧州委員会第23総局の社会的経済部局が作成した別の資料によると、1990年段階でEC15カ国の社会的経済セクターの就業者数は、640万人（総就業者数の4.4%）とされている。その内訳はNPOが59%、協同組合が34%、共済組織が7%である（Social Economy

Unit of the European Commission 1995, 1 ページ)。

現在、ICA (国際協同組合同盟) の協同組合ヨーロッパ本部には、26 万 7 千の協同組合、1 億 6 千 300 万人の組合員が加入している (JA 協同組合総合研究所・経営研究所 2009, 9 ページ)。

社会的経済の活動の進展程度は各国でまちまちであるが、以下では、協同組合をはじめとする近代的な民間非営利組織の発祥の地であるイギリスの状況を見ることにしよう。

4. イギリス

イギリスでは 1997 年に労働党政権が成立しているが、ブレア首相は、社会主義を「社会・主義」(social-ism) として再解釈し、協力、コミュニティ、社会的パートナーシップといった価値を重視した (岡 1998)。

労働党はその選挙公約において「われわれは新協同組合法を成立させ、協同組合に現代的で効果的な法的枠組みを提供するとともに、協同組合の税制上の取扱いを再検討する。これによって協同組合セクターに対等な経済活動条件を与え、セクターの発展を促進する」と述べていた。

97 年 5 月にはイギリス協同組合協議会 (UKCC) が、協同組合法案を作成した。

翌 1998 年の 11 月には、労働党政府とイングランド内のボランティア組織との間で「コンパクト」と呼ばれる合意書が締結された。この合意書は、①民間非営利組織の活動が「民主社会に不可欠な要素」であり「社会の発展に重要である」と認め、②政府と民間非営利セクターが相互に「補完的な役割」を果たし、両者が「パートナーシップ」を組むことによって、政策や公共サービスの一層の充実が可能になる、と述べている。そして、このような観点から、政府は民間非営利セクターに対して、独立性の確保、資金援助、政策の立案段階からの参加、を約束した (服部・待場 1999, 川口 1999)。

イギリスの民間非営利セクターにおいて特徴的なことは、多くの地域で協同組合援助組織 (Co-operative Support Organizations) の活動が活発なことである。Spear と Thomas の調査 (Spear and Thomas 1997, 457-458 ページ) によれば、70 年代末から結成されはじめた各種の協同組合援助組織の数は 80 年代末に最高になり、88 年には 94 に達した。その多くは自治体から資金援助を受けて、若干のものは自治体内部の組織として位置づけられていた。協同組合援助組織が存在する地域では他の地域と比較して協同組合数が多く、新設率も高く、協同組合活動が活発化した。協同組合援助組織による協同組合活動活性化の事例はイギリス型モデルとしてヨーロッパの他の国 (たとえばスウェーデン) でも踏襲されている。

なお、イギリスの最近の状況については、IV 章 6 節「社会的企業」を参照されたい。

5. 日本

日本でも 1970 年代以降、民間非営利セクターが拡大しつつある。

川口清史は、統計的処理のために総務庁「事業所統計」経営組織分類における「会社以外の法人」および「法人以外の団体」を非営利組織とみなしたうえで、つぎのように指摘している (川口 1994, 11 ページ)。

非営利組織の就業者総数は、常雇、臨時雇あわせて、1975 年の 237 万 6 千人から 1991 年の 405 万 6 千人へと 1.7 倍の伸びを示した。全就業者に対する構成比でも、5.3%から 6.3%へと上昇し、

1991年には公共部門の財・サービス供給の5.3%を上回る結果となった。

川口の方法論にしたがって1972年から1991年までの就業者数の推移を計算した西川潤によると、この間、全就業者数は4千400万人から6千万人に増えている。このうち、就業者数は民間営利セクターでは3千870万人から5千万人に(129%の増大)、公的セクターでは447万人から500万人に増えた(112%の増大)のに対して、非営利セクターでは200万人から400万人へと20年間で2倍に増えている(西川 1994 b, 66 ページ)。

日本の各種協同組合の組合員数だけでも、その総計は、1997年時点で6千万人をこえている。かりに日本の総人口と単純に比較すると、2人に1人という割合になる。

そのほかに、日本の民間非営利セクターを構成する組織として、民法を設立根拠とする公益法人(社団法人、財団法人)と特別法に基づく公益法人(社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人など)が存在する(2008年の公益法人制度改革で今後、社団法人は一般社団法人か公益社団法人となり、財団法人は一般財団法人か公益財団法人となる)。

そのほかに、「継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人ではないもの」と規定される「市民公益団体」の数は、1996年段階で約8万5千と推計されている(「市民公益団体の実態把握調査」、1996年3月発表、経済企画庁委託・住信基礎研究所受託。中村 1997, 401-402 ページ)。そして、それらの33%は80年代後半に設立されている(同上、407 ページ)。

とりわけ1998年の特定非営利活動促進法の成立後は、NPOが急増している。特定非営利活動法人の数は、2009年10月末現在で3万8千614に達する(内閣府NPOホームページ)。そのほかに法人格をもたないNPOが多数存在する。

特定非営利活動法人の主要な活動分野を見ると、58%の組織が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」に、46%の組織が「社会教育の推進を図る活動」に、41%の組織が「まちづくりの推進を図る活動」に、41%の組織が「子どもの健全育成を図る活動」に取り組んでいる(1つの法人が複数の活動分野に携わっているため、合計は100%にならない)。

市民の自主的な組織は、日本においても今後ますます増加すると予測されている。

6. 民間非営利組織増加の要因

サラモンは、アメリカにおいて多数の民間非営利組織が存在する理由をつぎの5点に集約している(Salamon 1992, 7-10 ページ。邦訳 23-29 ページ)。

①歴史的な理由。政府機関が住民共通の問題の解決に対処する立場につく以前に、コミュニティが形成されており、住民自身が問題解決に従事していた。

②市場の失敗。市場の限界を補うために、政府は国民全体のために公共財を提供し、非営利組織が特定の人びとのために共同財を提供する。

③政府の失敗。わずらわしさ、対応の遅さ、官僚的反応などを伴う政府行動の限界を補うために、非営利組織が活動する。

④自由と多元的価値観。個人の自由と多元的価値観を確保するために非営利組織が活動する。

⑤連帯。有志による自発的な共働を求めるといった連帯の感情を具現するために、非営利組織が活動する。

①はアメリカに特有な歴史的な理由であるが、他の4つの要因は一般的なものと理解される。サ

ラモンによれば、「市場の失敗」と「政府の失敗」を補完するとともに「自由と多元的価値観」および「連帯」を実現するところに、第3セクターの主要機能が認められるということになる。

さらにサラモンは民間非営利組織が世界的な規模で増加している主要な原因として「4つの危機と2つの革命的变化」をあげている。すなわち、①福祉国家の危機（高負担）、②開発をめぐる危機（南北格差）、③環境の危機（地球環境）、④社会主義の危機（計画経済の失敗）、および、①コミュニケーション革命（情報技術の発展と教育レベルの上昇）と②経済成長の結果としての中産階級の形成である（Salamon 1994, 115-118 ページ。邦訳 406-409 ページ）。別言すれば、高度化した情報技術と教育レベル、および増大した中産階級を基盤として、4つの危機に対応するかたちで民間非営利組織が増大しているとされる。

つぎに、アソシエーション増加の要因を経済的要因、社会的要因、政治的要因、文化的要因にわけて考察してみよう。

経済的要因としては第一に産業構造の変化として「経済のサービス化」をあげることができる。資本集約的な製造業において非営利組織を設立することは困難であるが、これに対してサービス産業における非営利組織の設立は相対的に容易である。また、人と人との関係を中心とするサービス活動は非営利組織が得意とする領域でもある。消費、福祉サービスなどの分野で協同組合や非営利組織の数が近年急増している背景にはこのような経済構造の変化がある。

さらに、技術面の要因としては、情報技術の進歩が民間非営利組織の活動基盤を強化している点をあげることができる。

第二に、資本主義的経済運営が生み出す環境問題や社会問題がある。「市場の失敗」とも称される現象である。このような状況のもとで、環境問題に配慮した経済運営を試みる非営利組織が生まれ、また、失業や社会的排除に抗して労働者自身による就業機会の創出を試みるワーカーズコープなどが急増したのである。

第三に、国家指令型社会主義経済の崩壊がある。資本主義経済に対するオルターナティブとしての国家指令型計画経済モデルが崩壊することによって、資本主義経済運営を規制する別のオルターナティブが求められるようになった。経済の社会化を国有化に求めるのではなく、市民自身が運営する企業を中心に「社会的セクター」を拡大強化する方向に求める動きが現れてきたのである。国家主導による社会化ではなく、民間主導の自発性にもとづく社会化をめざす動きである。

社会的要因としては、社会の基盤をなす家族と地域社会の崩壊化現象がある。生命再生産の場としての家族と地域社会に種々の社会問題が多発するようになってきた。それに伴って、民間非営利組織の人間関係再生機能が重視されてきたのである。

政治的要因としては、福祉国家体制の衰退がある。その結果、「福祉国家から福祉社会へ」が国家の社会政策の基軸となり、福祉の担い手が民間組織に求められてきた。

文化的要因としては、価値観の変化がある。高度経済成長期に見られた「物の豊かさ」重視の価値観が反省され、「心の豊かさ」「人間関係の豊かさ」「余暇時間の豊かさ」を含む生活総体のあり方において「豊かさとはなにか」が問題とされるようになった。家庭重視への価値観の移行、ボランティア活動への関心の高まり、地域社会の空洞化に抗する種々の「地域おこし」運動の活性化などに見られるように、会社本位主義から社会本位主義への転換が主張されるようになってきたのである。

民間非営利セクターの拡大に影響するこれらの要因の多くは一過性のものではなく、今後いっそう強まる傾向にある。それにともなって民間非営利セクターも拡大していくと予測されている。

7. 民間非営利組織の評価

(1) アメリカでの評価

アメリカにおいてかなり早い時期に第3セクターの重要性を強調したのは、著名な経営学者であるP・F・ドラッカーであった。彼は『新しい現実—政府と政治、経済とビジネス、社会および世界観にいま何が起きているか』と題する1989年刊行の著書(Drucker 1989)において、民間非営利組織の急増こそ現代社会の特徴をなす「新しい現実」だと述べて、それに続く諸著作(Drucker 1990, 1992, 1993)においても民間非営利組織の分析を継続した。

彼は『新しい現実』の第13章で第3セクターの意義に関してつぎのように述べている。

「第3セクターの重要性はもちろんのこと、その規模についてさえ、ほとんど知られていない。その存在に気づいている人さえあまりない。」しかし、第3セクターは1970年代以降急成長している。第3セクターはその参加者に対して「主体的かつ意義ある社会生活の場を提供している」。第3セクターで働いている人びとは社会に独自の貢献をしている。第3セクターに所属する諸組織に共通するのは、病院や学校の例に顕著に見られるように、「人間を変える」という目的である。したがって、民間非営利組織にとっては「まさに人間改革機関こそふさわしい名称であろう」。このような機能が地域社会の自律的な団体によって果たされているところに、その特徴が見られる。「第3セクターは人びとが市民としての役割を果たす場をつくりだしている。」それだけでない。「今日、家庭や地域社会の崩壊について多くが論じられている。あらゆる先進国において伝統的な地域社会は弱体化しつつある。……しかし今やアメリカでは第3セクターによって地域社会の新しいきずながつくられつつある。」

第3セクターの国際調査を行ったサラモンとアンハイアーもつぎのように述べて、ドラッカーとほぼ同様な評価をしている。「近代社会においては、何かよいことをしたい、公共的な仕事に参加したいという気持ちを抱いている市民に対して、そのための仕組みを用意することがきわめて重要である。このような気持ちは、政府の官僚組織でも営利企業でもあるいは政党でさえも満たすことはできない」(Salamon and Anheier 1994, 邦訳「日本語版への序文」p. IV)。このような「人びとのさまざまな期待に応え市民社会を確立するために幅広い役割を担ってきた」のが民間非営利組織である(Vページ)。アメリカでは「特に1960年以降、非営利セクターは過去30年間にわたりアメリカの政治を活気づけてきた多くの重要な社会運動、たとえば公民権運動、環境運動、消費者運動、同性愛者の権利を守る運動、女性運動その他の苗床として機能してきた」(131ページ)。

また、『エントロピーの法則』(1980)で熱力学的な汚れの増大の危険性を指摘することによって現代文明を告発して、世界的な反響を呼んだJ・リフキンは、『大失業時代』(1995)において、社会的経済というコンセプトにも触れながら、第3セクターの意義についてつぎのように述べている。

「第3セクターがになう社会的責任は、私的セクターや公共セクター以上に重い。それはこのセクターが、なんらかの理由で疎外され、見向きもされず、あるいは企業や政府によって十分に保護されてこなかった幾百万のもの人々の要求や希望をくみとり、それをかなえていくための分野だからである」(Rifkin 1995, 邦訳 273-274 ページ)。「民間市場における雇用が減り、国民の日常

生活のなかではたす政府の役割が低下するにつれ、社会的経済は、歴史的移行期を迎えた人類文明が選択しうるもうひとつの構造的枠組みを再構築するための最後の、そして最良の希望となっているのである」(同上 315 ページ)。

(2) EU での評価

社会的経済に対する EU の一般的な評価についてはすでに述べたので、ここでは EU の欧州委員会で社会的経済を担当する第 2 3 総局のモルクテ局長の見解を付加しておこう。彼は、CIRIEC (公共経済・社会的経済・協同組合経済に関する研究・情報のための国際センター) の第 2 1 回大会 (1996 年 5 月、リスボン) の基調報告で、およそつぎのように述べている (モルクテ 1996)。

経済的危機と福祉国家の危機の結果、民間非営利組織が増加している。民間非営利組織は、生産から消費に至る経済活動のほとんどすべての領域で活動しており、そこで働く人数は増加し続けている。EU15 カ国 で 1996 年現在 600~650 万人 (総就業者数の 5% に相当) が就業している。民間非営利組織の増大の背景にはとりわけつぎのような事情がある。

① 国と地方自治体の対人サービス機能が低下している。とりわけ医療、保育などの福祉サービスの領域でその傾向が強い。EU 諸国のそれらの領域に関わる民間非営利組織の財源の 50% 以上は政府からの助成金である。

② 民間非営利組織は公共と個人のパートナーシップに適合的な組織である。それは集権的でも官僚主義的でもなく、利用者とともに活動しうる。また、労働者の自主的参加により効率を向上させうる。

(3) CIRIEC での評価

第 3 セクターに関するヨーロッパの代表的見解はヨーロッパを中心に第 3 セクターの研究を行っている CIRIEC において見ることができる。

CIRIEC はその 50 周年記念大会を 1997 年 9 月にブリュッセルで開催した。大会のテーマは「公共的利益に対する公共経済・社会的経済・協同組合経済の貢献——21 世紀における役割」であった。この大会には研究者だけでなくヨーロッパ諸国の政治家も参加したので、第 3 セクター評価の政治的背景を知るうえでも重要な会議であった (富沢 1999、55-59 ページ)。

M・ロカール (元フランス首相、当時 EU 議会議員) は基調報告でつぎの点を強調した。

「私的セクター中心の経済システムも公的セクター中心の経済もともに限界をもっている。労働疎外、人間疎外、社会的疎外から解放された、人間的な労働にもとづくコミュニティがつくられなければならない。そのためには、人間の尊厳と豊かな人間関係にもとづく労働の活性化と生命・生活の再活性化が必要とされる。このような社会をつくるためには、営利セクター中心の現在の社会経済システムを再編成することが必要となる。」

J・C・アパリシオ (スペインの厚生・労働大臣) はつぎのように述べた。「現在は福祉国家から福祉社会への移行期だ。21 世紀は連帯に基礎をおく社会となろう。連帯に基礎を置く社会をつくるためには協同労働 (associated work) が基礎となるような企業文化の創造が必要だ。社会的経済の倫理的な要素は連帯である。モンドラゴン協同組合がよい例を示している。メンバーの参加、失業問題への対応など、社会的経済の役割は重要である。社会的経済は富の不平等の是正、生活の

質の向上、個人の尊厳の維持、移民の社会的統合など種々の社会問題の解決に重要な役割を果たしうる。スペイン政府は、社会的経済の役割として、財とサービスの生産の面だけではなく、就業機会の増大を重視している。EUも同様な政策をとっている。」

また、Y・イリエフ（当時のベルギーの文部大臣）は「ベルギー政府は、公共セクターとともに社会的経済セクターを重視している。社会的ニーズをみたすために必要なセクターであるからだ。政府が責任をもつ公共的利益の確保と社会的経済を関連づけることが重要課題である」と述べた。

CIRIECの機関誌（*ANNALS OF PUBLIC AND COOPERATIVE ECONOMICS*）は、その第68巻3号（September 1997）をCIRIEC50周年記念号として刊行した。記念号のテーマは、「構造的変化と一般的利益——公共経済、社会的経済、協同組合経済にとってのパラダイムは？」であった。

この号に掲載された諸論文にかなり共通して見られる問題視角は、①公共セクターと私的セクターという2セクター構成ではなく、民間非営利セクターを加えた3セクター構成で社会経済システムをとらえる視角、および、②公共セクターだけでなく民間非営利セクターをもの担い手としてとらえ、公共性の観点から両セクターの連携を重視する視角である。

記念号全体の序説をなす冒頭論文（Introduction: The General Interest: Its Architecture and Dynamics）で、モニエとティリはつぎのように述べている。

国家はもはや一般的利益の独占者ではない。現在の社会経済システムにおいては、一般的利益の実現をめざす種々の組織（公共経済の諸組織と社会的経済の諸組織）が併存し、ときには相互補完的な機能を果たしている。このような問題を考察することが本記念号の目的である（Monnier and Thiry 1997）。

モニエとティリの問題提起に対応して、たとえばB・ローレンダールは、スウェーデン型福祉国家モデルを考察した論文において、スウェーデンにおいて福祉国家の危機の結果として公共セクターと社会的経済セクターとの協同関係が出現している点に注目し、それをもってスウェーデンモデルのパラダイム転換による新しいスウェーデンモデルと理解し、このような現象がスウェーデンに特殊なものではなく、「第1セクターと第3セクターとの協同と相互作用は世界的に発展しつつある現象だ」と述べている（Lohrendahl 1997, 392 ページ）。

また、J・L・モンソン・カンポスは、完全雇用と社会福祉という一般的利益の実現は第1セクターと第2セクターだけでは困難になっていると述べ、一般的利益の種々の目的を実現しつつあるヨーロッパ諸国の社会的経済組織の現状を考察したうえで、一般的利益に対する社会的経済の貢献を高く評価している（Monzón Campos 1997）。

（4） フランスでの評価

社会的経済の意義に関する見解は、協同組合研究者たちの間でも多様であるが、以下で参考までに、協同組合研究者以外の見解を補足しておこう。1980年代における民間非営利組織の急増現象に着目して、彼らはつぎのように述べている。

CFDT（フランス民主労働同盟）の全国書記として経済政策の立案に従事してきたP・エリティエは、その著書『オルタナティブ・エコノミーへの道』において、フランスの労働者人口の6%にあたる124万人がすでに社会的経済セクターで働いていることに注目して、「自律と連帯のための地

域ネットワークと『社会的経済』とを基盤とするオルタナティブ・エコノミー」(Héritier 1988, 邦訳 p. 197) を構築すべきだと主張し、そのための具体的提言を行っている。

また、経済学者としてはレギュレーション学派のA・リピエッツが、その著書『勇気ある選択』において、「経済関係の人間化」の方途について、つぎのような問題提起を行っている。

国家は福祉事業、住宅整備、環境改善事業など「社会的に有用な事業」を担う「第3セクター」の発展を積極的に援助すべきである。第3セクターの労働者が協同組合に組織されると、そこに新しい社会関係が形成される。すなわち、そこでは第一に、教育と活動が結合される。第二に、協同組合を利用する人たちはこれらの協同組合活動が実際に「社会的に有用であるかどうか」をチェックし民主的にコントロールする。「このようなセクターが実現されるならば、それは経済関係の人間化の新たな一歩になるだろう。」「このような社会的に有用な事業は、福祉国家の危機と闘うきわめて効果的な手段である。」「このような新しい同盟をつうじて、福祉国家が福祉共同体になってゆくことは明らかである」(Lipietz 1989, 第9章)。

III 社会的経済の事例——モンドラゴン協同組合

社会的経済の理論的に考察する前に、社会的経済の実態を見ておこう。社会的経済の実態を見ることによりその本質を理解するためには、モンドラゴン協同組合の事例を考察することが最適と思われる。モンドラゴン協同組合は、自らの経済活動を社会的経済と規定し、その原則を実行することにより経済的にも社会的にも成功しているからである。

1. 発展の歴史

前述のように、スペインでは協同組合総数の3分の1強をワーカーズコープ（スペインでは「協同労働協同組合」と称されている）が占めており、他国に比べてその数が多い。ワーカーズコープとは、そこで働く人たちが所有し運営する協同組合である。労働者自主管理の協同組合と言ってもよかろう。スペインのワーカーズコープのうちでも、社会的経済を理念とする地域社会活性化の実践例としては、とりわけバスク地方のモンドラゴン協同組合グループが、世界的に有名である。以下、モンドラゴン協同組合グループの歴史と発展の要因を見ることにしよう。

モンドラゴンは、スペイン・バスクにある南北8キロ、東西2キロの細長い谷間にある小さな町（人口約2万5千人）である。モンドラゴン協同組合グループは、このモンドラゴンを本拠に展開する各種協同組合の複合体で、1991年以降は、「モンドラゴン協同組合企業体」(MCC) と名乗っている。

モンドラゴン協同組合群の創始と発展に大きく貢献したのは、ドン・ホセ・マリア・アリスメンディアリエタ（1915ー76年）というカトリック神父である。

彼は、1936年にスペイン内戦が始まると、人民戦線側に立って戦ったが、フランコ反乱軍に捕まり投獄された。内戦後、神学校に戻った彼は、1941年に26歳でモンドラゴンの教会の副司祭に任命された。人口約8千人の当時のモンドラゴンは、町全体が荒廃した状況にあった。住宅環境も悪く、1軒に2、3家族以上が住み、結核患者も多くいた。フランコの独裁政権下で、自由な政治活動や労働組合運動が認められない状況のなかで、まちづくりの執念に燃えた若き神父がま

ずとりくんだのは職業技術教育であった。地方自治体の援助も金融機関の援助も得られなかった彼は、直接に住民に訴えかけ、わずかな資金を集め、1943年に小さな職業訓練学校を開設した。新入生は20人であった。

1956年、5人の卒業生が小さな石油ストーブ製造工場「ウルゴール」(Ulgor)を設立し、59年に協同組合法にもとづく協同組合として登録した。

ウルゴールは、1986年には約100の協同組合をグループ化した後、ファゴール協同組合グループ(Grupo Cooperativo Fagor)と名乗るようになった。ファゴール協同組合グループは、その後10年のうちに7千人の労働者を有し、国内市場のシェア30%を占める家電企業にまで発展した。

ところで、56年にウルゴールが設立された後、つぎつぎに協同組合がつくられ、3年後の1959年には6つの協同組合が誕生していた。同年、アリスメンディアリエタは、資金問題と共済問題の解決、および協同組合グループ全体の指導機関の必要性を強調して、協同組合金融機関である労働人民金庫(Caja Laboral Popular)を設立した。設立時の金庫の職員は2人、預金高は500万ペセタ(500万円弱)にすぎなかった。

労働人民金庫は、既存の協同組合にたいする経営指導とともに、協同組合の新設に積極的にとりくんでいった。

1980年代にはモンドラゴン協同組合グループは「一大コングロマリット」に成長し、組織全体のあり方が問題とされるようになった。1986年にはモンドラゴンの町の労働人口(約1万2千人)の約半数(6千人)に相当する人びとがモンドラゴン協同組合の労働者となっていた。そのような状況下で、組織と地域社会との関連も問題とされるようになった。

その結果、モンドラゴン協同組合グループ全体の総会の役割を担う「協同組合会議」が設立され、その第1回会議は1987年10月に開催された。この会議で採択された「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」は、モンドラゴン協同組合の基本的なあり方を規定する「憲法」とでも言うべきものであり、モンドラゴン協同組合の基本的な精神あるいは哲学を内外に明示するとともに、ワーカーズコープの原則の基本的な特質を明快に示している(詳細については、富沢 1989. 富沢 1999、125-154 ページ)。

2. 組織と運営の基本原則

「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」は、基本的には国際協同組合同盟の協同組合原則を基礎にしているが、とりわけ下記の第3原則、第4原則、第6原則、第8原則、第9原則がワーカーズコープ的な特徴を明確に示している。

第3原則 労働主権

モンドラゴン協同組合は、労働が自然と社会と人間を変革する基本的な要素と考え、以下のとおり行う。

- (a) 賃金労働者の系統的雇用をしない。
- (b) 協同組合企業の組織においては労働に完全な主権を付与する。
- (c) 生産された富の分配においては、その基本的な取得権は労働に存する。

(d) 社会の全構成員にたいし、労働を選択する自由の拡大をめざす。

第4原則 資本の手段性・従属性

モンドラゴン協同組合は資本を企業運営に必要な手段、労働に従属する手段と位置づけ、以下の権限を有するものと見なす。

(a) 報酬を取得する。ただし、その報酬は、

- (1) 蓄積努力に関連して公正であること。
- (2) 必要な資金を確保するために適切であること。
- (3) 規定に従って、報酬金額に制限があること。
- (4) 最終損益の結果に直接連動しないこと。

(b) 資本の報酬は自由に処分しうる。ただし、その自由処分権は、協同組合の継続と発展の見地から制限され、自由加入の原則を實際上妨げるものであってはならない。

第6原則 報酬の連帯性

モンドラゴン協同組合は、報酬が十分で連帯性をもつものであることを運営の基本原則とする。すなわち、

(a) 報酬は協同組合の実情に応じて十分であること。

(b) 報酬は以下の具体的な範囲で連帯性を有すること。

(1) 内部的には、報酬は労働報酬の連帯的な評価区分にもとづき、その他の必要な要素を加えて具体化される。

(2) 外部との関連においては、内部の平均報酬が地域社会の賃金労働者の平均賃金と等しくなることを規準にして、報酬が具体化される。ただし地域社会の賃金政策が明らかに不十分である場合は、この限りでない。

第8原則 社会変革

モンドラゴン協同組合は人民と連帯して社会変革を行う決意を表明する。バスク地域を経済的・社会的にたてなおし、より自由で公正で連帯性の強いバスク社会を建設するのに役立つ協同を拡大することによって、バスク地域の社会変革をめざす。そのために以下のことを行う。

(a) 取得した純剰余金のかなりの部分を共同基金に再投資し、協同組合組織における新しい職の創出をはかる。

(b) 社会事業基金を活用して地域コミュニティの発展のための活動を助成する。

(c) 連帯性と責任を基礎にして、協同組合システムに適合的な社会保障政策を確立する。

(d) 社会的・経済的性格を有するバスクの諸団体、とりわけバスクの労働者階級が組織する諸団体との協同をはかる。

(e) 民族言語であるバスク語および一般的にバスク特有の文化を復興し発展させるために協同をはかる。

第9原則 国際性

モンドラゴン協同組合は、国際的協同組合運動にふさわしい平和、正義、発展を目的とし、「社会的経済」の分野で経済民主主義のために活動しているすべての人びとと連帯することを表明する。これはモンドラゴン協同組合の国際的使命である。

3. 1990年代以降の状況

「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」の確定後、モンドラゴン協同組合はさらに発展した。9年後の1996年状況は下記のようなようであった（岩垂 1997, pp. 38-45）。

約90の協同組合からなるMCC（モンドラゴン協同組合グループ）は、3つのサブグループに分けられる。第1は金融や共済などの事業を行う財政グループである。第2は工業製品を製造する72の協同組合からなる工業グループである。冷蔵庫、洗濯機、皿洗い機などの家電製品のほか電子機器部品、自動車部品、工作機械、建設用機械などを製造している。第3は生協を中心とする流通グループである。

財政グループの中心をなす労働人民金庫は、支店数204をもち、スペインの270銀行中の25位に位置する金融機関となっている。工業グループは冷蔵庫と洗濯機の国内生産で第1位となっている。流通グループは食品に関してはスペインのマーケットシェアで第1位を占めている。国際化が進展しており、工業部門の売り上げの42%は輸出によっている。また、流通部門では生協がフランスの3カ所に出店している。

スペインの失業率が21%という不況のなかでモンドラゴン協同組合グループは労働者数を増加させており、96年には2万8千人になっている。

その後も、労働人民金庫は、ワーカーズコープの新設と経営指導に積極的に取り組み、ワーカーズコープのネットワークは、発展を続け、協同労働の就業の場を拡大していった。

今日（2006年現在）のモンドラゴン協同組合は、107の協同組合（製造、流通、金融、共済、研究教育など）、約126の子会社、7つの国際サービス組織など、総計250の企業・組織の連合体となり、全体としてモンドラゴン協同組合コーポレーション（MCC）と称されている。MCC全体で労働者は83,601人、海外の生産工場は65、事業高は、製造業が約1兆1,000億円、流通業が約1兆400億円となっている（津田 2008, 139ページ）。

労働者には資金も経営能力もないからワーカーズコープは成功しえないとする通説を覆して、モンドラゴン協同組合の労働者たちは、資金と経営能力を労働人民金庫に集中し、労働人民金庫を核にして見事なワーカーズコープのネットワークをつくりあげていった。労働者の資金と経営能力に関する状況は、ウェブの時代と異なってきたのである。

4. 発展の要因

モンドラゴン協同組合の発展の理由としては、バスク地方の特殊性（地域住民の助け合いの精神が強い、鉄工業など工業発展の伝統がある、など）以外に、スペイン国家の協同組合育成政策をあげることができる。1978年制定の新憲法においては、「公権力は、企業における多様な形態の参加を効果的に促進し、かつ、適切な立法により、協同組合を助成するものとする。公権力は、また、生産手段の所有に対する労働者のアクセスを容易にする手段を設けるものとする」（第129条2項）と記されている。税法上の特典もあり、新設の協同組合は10年間、法人税が非課税とされ、それ以後は法人税が最大限18%（一般の私企業の法人税の平均は35%）とされていたのである。

ウィナーとオークショットは、モンドラゴン協同組合グループの発展の要因として、①指導層と経営層の質の高さ、②技術面の能力と教育の重視、③出資にもとづく組合員の経営責任感の強さ、④共済機関（ラゲン・アロ）などによる相互扶助制度の整備、⑤労働人民金庫の特別の役割、をあ

げている。彼らによれば、モンドラゴンの地域の特異性を発展の主要因とみることは正しくない。運輸面で不利な山間地域、技術教育水準が低かったなど、地域としてはむしろ阻害要因のほうが多かったとされている (Wiener and Oakeshott 1987, p. 67)。

ウィナーとオークショットが挙げる5つの要因の他に、モンドラゴン協同組合グループの理念の明確さが強調されるべきであろう。その理念は前述の「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」に集約されている。

端的に述べれば、モンドラゴン協同組合の成功の第1要因は、ワーカーズコープの理念の明確性であり、第2要因は、金融組織を核とする企業ネットワークの協力体制を確立しえた点であり、第3要因は、地域社会の力強い協力を得られた点である。

モンドラゴン協同組合グループの発展の要因として地域の特異性や歴史的条件を無視することはできないが、それにもかかわらず「モンドラゴンの実験」は、ワーカーズコープを中核とする社会的経済セクターの拡大強化が「まちづくり」に果たしうる役割を理解するうえで、格好の実例を示している。

5. ワーカーズコープ発展の基本的要因としての協同労働

モンドラゴン協同組合の成功から引き出される一般的な教訓は、なにか。それは、ワーカーズコープ発展の基本的要因として、なによりも協同労働が重視されるということである。

前述のように、J. C. アパリシオ (スペインの元厚生労働大臣) は、モンドラゴン協同組合における協同労働の意義を強調して、つぎのように述べている。「現在は福祉国家から福祉社会への移行期だ。21世紀は連帯に基礎をおく社会となろう。連帯に基礎を置く社会をつくるためには協同労働 (associated work) が基礎となるような企業文化の創造が必要だ。社会的経済の倫理的な要素は連帯である。モンドラゴン協同組合がよい例を示している」(富沢 1999、57-58 ページ)。

協同労働とは、広義には、複数の人が協力しあって仕事をする事、協業 (co-operation) を意味する。狭義には、複数の人が自主的に (他者の支配の下ではなく) 協力しあって仕事をする事を意味する。

今日国際的な規模で社会的に注目されているのは、狭義の意味における協同労働である。資本主義社会における基本的な労働は、雇用されて働く労働、賃金労働である。それだけに、世界各地での労働者協同組合の急増後、雇用されないで働く協同労働の意義と可能性に関する研究が多くの国で進展している。

スペインでは労働者協同組合は法制上「協同労働の協同組合」(Cooperativa de Trabajo Asociado) と称されている。直訳すれば、「アソシエートした労働の協同組合」である。

前述したように、「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」(1987年、採択)は、モンドラゴン協同組合の基本的なあり方を規定する「憲法」とでも言うべきものであるが、とりわけ下記の第3原則「労働主権」は、一国の憲法における「国民主権」と同様に、「労働主権」を「基本原則」の中核に位置付けている (詳細については、富沢 1999、125-154 ページ)。

「第3原則 労働主権

モンドラゴン協同組合は、労働が自然と社会と人間を変革する基本的な要素と考え、以下のとおり行う。

- (a) 賃金労働者の系統的雇用をしない。
- (b) 協同組合企業の組織においては労働に完全な主権を付与する。
- (c) 生産された富の分配においては、その基本的な取得権は労働に存する。
- (d) 社会の全構成員にたいし、労働を選択する自由の拡大をめざす。」

「労働が自然と社会と人間を変革する基本的な要素」と考えたうえで、企業運営において「労働に完全な主権を付与し、「社会の全構成員にたいし、労働を選択する自由の拡大をめざす」とする、この壮大な「実験」の基盤をなしている理念が、「労働の協同化」である。

モンドラゴン協同組合の創始者であるアリスメンディアリエタは、人間にとっての労働の意味を一生探究し続けた。彼が望んだことは、労働者を解放することではなく、労働者が自らを解放することであった（富沢 1999、205-206 ページ）。彼によれば、「人間は自己を実現するものである。人間の不十分性や無力を克服するために仲間を信頼することが基本になる。」「われわれは、神話ではなく労働に基礎を置いた革命を必要としている。」「革命をしよう。たとえ将来の発展を目指す企業が社会主義的なものであろうと、はたまた新自由主義的なものであろうと、われわれの企業モデルが将来の企業を特徴づける基本的なモデルのなるようにしよう。」

アリスメンディアリエタの弟子であり、モンドラゴン協同組合グループ理事会議長として「基本原則」の作成にリーダーシップを発揮したホセ・マリア・オルマエチェアによれば、「モンドラゴン協同組合の実験を規定する基本的な特質は、労働の協同化 (*la cooperativización del trabajo*) である。これこそ私たちのグループが世界の協同組合にもたらしている基本的な要素である」（富沢 1999、133 ページ）。

「労働の協同化」という概念は、後述するように、マルクスの「労働の社会化」という概念と類似している（「労働の社会化」についての詳論は、富沢 1974、参照）。マルクスの理論においては、「アソシエートした労働」をその動態面からとらえた概念として「労働の社会化」が位置付けられている。同様に、モンドラゴン協同組合の理念においては、「協同労働」の動態的概念として「労働の協同化」がある。「アソシエートした労働」が「労働の社会化」の結果であるように、「協同労働」は、「労働の協同化」の結果である。

日本労働者協同組合連合会は、「協同労働」というスペインのコンセプトを引き継ぐ一方、労働者と利用者と地域住民が協力しあうイタリアの社会的協同組合から組織運営上の大きな示唆を受け、たんに労働者同士の協同だけではなく、労働者と利用者と地域住民の三者の協力をも包み込む意味合いで、以下のように「協同労働」という言葉を用いている。

「協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合で、『協同労働』とは、働く人同士が協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です。」「働く者同士の協同、利用者・家族との協同、市民・地域・行政との協同。私たちがいつも心がけているのが、この『3つの協同』です」（日本労働者協同組合連合会 2009、2 ページ）。

このケースが明示するように、ワーカーズコープの協同労働は、①労働者同士の協力、②労働者と利用者との協力、③労働者と地域住民との協力、という3つの協同を内包することによって十全なものとなる。

「3つの協同」の基礎をなすのは、「働く者同士の協同」である。「働く者同士の協同」という土

台がしっかりしなければ、その上に築かれる「利用者・家族との協同」も「市民・地域・行政との協同」も十分なものになりえない。

「働く者同士の協同」の社会的確立は、働く者と「利用者・家族との協同」および「市民・地域・行政との協同」を実現するための基礎となるという意味で、一国の経済のあり方を左右する根本的な課題となる。

「働く者同士の協同」は、どのようにして実現できるのか。かつては国家指導型計画経済体制の確立による「働く者同士の協同」の実現が試みられた。しかし、その試みは失敗に終わった。「働く者同士の協同」は、政治革命によって一挙に実現するものではなく、働く者自身が地道に築いていくものである。

では、働く者同士の協同を可能とさせる社会経済体制は、どのようなものであろうか。つぎに、社会的経済の理論を考察することによって、この問題に接近することにしてしよう。

IV 社会的経済の理論

1. 「社会的」という言葉の意味

社会的経済という概念の説明に入る前提として、「社会的経済」という用語中の「社会的」(social)という意味について考察しておきたい。社会的経済に関連する用語にも、下記のように「社会的」という形容詞を冠するものが数多くある。

social Europe, social inclusion, social development, social finance,
social enterprise, social business, social entrepreneur, social co-operative,
social capital, social responsible investment, Corporate Social Responsibility(CSR).

国連で用いられる「社会的開発」(social development)という概念から考察を始めることにしよう。

「社会開発的」という概念に関しては、西川潤編『社会開発——経済成長から人間中心型発展へ』(有斐閣、1997年)と西川潤『人間のための経済学——開発と貧困を考える』(岩波書店、2000年)などが詳しいが、西村佳哲・村上千里編『ESDがわかる』(持続可能な開発のための教育の10年推進会議、2006年、5ページ)では、簡潔につぎのように解説されている。

「国際社会における『開発』の意味合いは様々です。それは、GNPの増大を求める『経済開発』にはじまり(1950年代～)、豊かさの尺度の再考を経て『社会開発』という概念へ(1970年代～)。1990年代には『人間開発』という概念が示され、これには経済的収入のほか、教育・平均余命・人権・ジェンダーなど、多面的な評価軸が含まれました。」

2005年から国連の10年キャンペーンの一環として世界各国で「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)という活動が始まったが、そこで用いられている「持続可能な開発」という言葉は、「経済開発だけでなく、社会開発、環境保全の三つがバランスよく行われ、現在世代と将来世代の公平性を実現する開発」を意味している(西村・村上2006、p.5)。

ここからも理解されるように、「社会的」は「経済的」と対概念的に使われることが多い。また、political economy に対する social economy というように、「社会的」は「政治的」と対概念的に用いられることもある。あるいは、「国家と社会」などとしても用いられる。

では、「経済」「政治」「国家」と区分される「社会」の特質は何か。

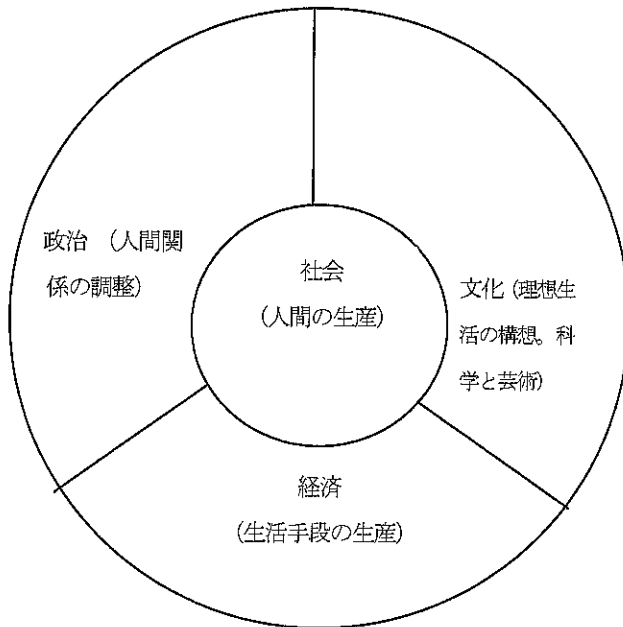
P. F. ドラッカーによれば、現代社会の特徴をなす「新しい現実」は、非営利組織の急増によって代表される。1989年（ECにおける社会的経済部局設立と同年）に刊行された『新しい現実—政府と政治、経済とビジネス、社会および世界観にいま何が起きているか』においてドラッカーは、非営利組織の集合領域を「第3セクター」という用語で説明していたが、4年後に刊行された『ポスト資本主義社会』（Drucker 1993）では、非営利組織セクターの質的内容を明示するために、「第3セクター」という概念を「社会的セクター」という概念に置き換えている。ドラッカーがここで用いている「社会的」という概念は、社会的経済論が重視する「社会的経済セクター」という用語の中の「社会的」という概念と質的に重なっている。

社会的経済論は、社会構造の基礎をなす経済のあり方を重視し、人間の社会的生活を豊かにするような経済運営を基礎にして新しい共同体をつくるという政策課題を有している。このような立場から、社会的経済論は、国家セクターと私的セクターとならんで、社会的経済セクター（あるいは「社会的セクター」）をとりわけ重視する。したがって、「社会的経済」における「社会的」の意味を明らかにするためには、社会的経済論が展望する社会像と、その社会における国家セクター、私的セクター、社会的経済セクターという3つのセクターの相互関係を明らかにする必要がある。

社会の諸現象を記述する新聞が社会欄、経済欄、政治欄、文化欄を持つことから理解されるように、人間社会の生活は大別すると、社会的生活、経済的生活、政治的生活、文化的生活という4つに分けることが可能である。最初に、これら4つの生活の相互関連を見ておこう。

図1は、社会的経済論が展望する社会像を示している。図1の特徴は、「社会」の領域が図の中心の位置を占めているところに見られる。社会、経済、政治、文化のそれぞれの領域が担う生活上の機能という面から見れば、生命を生み育て守る「人づくり」（人間の生産）を行う「社会」の領域を中心として、それを包むように、人づくりのための「ものづくり」（生活手段の生産）を経済の領域が担当し、人づくりともものづくりのための人間関係の調整を政治の領域が担当し、理想的生活の構想（科学と芸術）を文化の領域が担当するように位置づけられている。この図は、人づくりこそが生活の根本目的であり、その他の領域における生活は、この人づくりのための手段であるということの意味している。動物にしる植物にしる、すべての生物の社会生活の根本目的は、個体の維持と種の再生産である。人間社会も同じで、生命を生み育て守ることが生活構造の中核を占めている。他の生物と異なる人間の特質は、個体の維持と種の再生産のために、他の生物ができない人間的な独自のやり方で経済行為、政治行為、文化行為を行うという点にある。

図1 人づくり中心の生活構造



つぎに、「社会的生活」の意味をさらに明らかにするために、「社会的生活」と「経済的生活」との関連を歴史的に考察することしよう。

最近の事典によると、社会的経済の経済発展観がつぎのように説明されている。

「社会的経済の特徴は、コミュニティの経済的ニーズとともに社会的ニーズの充足を図る点にある。---社会的経済は、公共セクターと民間営利セクターに次いで経済の第3セクターを構成する。---社会的経済は、その担い手間の社会的連帯を促進する。---社会的経済は、経済を社会に埋め込むようなホーリスティックな経済発展観を採る」(Fitzpatrick 2006, p.1247)。

「経済を社会に埋め込む」とは、どのような意味であろうか。

農業を基本的な産業として生活していた人間社会は歴史上長いあいだ、家族と地域社会を基盤として経済的生活と社会的生活を営んできた。農業社会においては家族と地域社会が生活手段の生産単位であるとともに人間の生産単位でもあった。この歴史的段階では、生活手段の生産の領域である「経済的領域」と人間の再生産の領域である「社会的領域」とは不可分離の結合状態にあった。あるいは、「経済的領域」は「社会的領域」に埋め込まれていた。

ところが、産業革命と経済の資本主義化にともなって、生活手段の生産を主として資本主義的企業が担うようになると、経済的領域と社会的領域との分離が始まり、産業社会の増大にともなって家族と地域社会が後景に退いていった。K.ポランニーの表現を用いるならば、人間の経済は原則として人間同士の社会的関係、すなわち地域のコミュニティのなかに埋まっているものであるが、資本主義化の進展にともなって経済が市場経済として社会から「離床」(disembed)する。そして、逆に経済システムのなかに人間社会が埋没するという、まったく新奇な状態が現出する(Polanyi 1977)。

経済的領域と社会的領域とが分離し、経済的生活が肥大化すると、それとともに社会的生活

が衰退化する。企業が占める領域が拡大すると、家族と地域社会が占める生活領域がそれだけ侵食される。企業社会の肥大化につれて、生活全体が企業本位に営まれるようになる。社会的動物としての人間のエコノミック・アニマル化、会社人間化が始まる。家族と地域社会における直接的人間関係の希薄化という状況下で、児童の社会化の遅れと歪みが社会問題となる。人間性の危機の時代が到来する。

現代の社会的経済論は、経済システムのなかに人間社会が埋没しているような時代状況を批判し、それとは逆に「経済を社会に埋め込むようなホーリスティックな経済発展観」を採るのである。

19世紀のフランスに誕生したソーシャル・エコノミーの学派は、経済成長と国富の増大を基本的な目的とするポリティカル・エコノミーが結果として生み出す社会問題を批判して、社会問題を解決することを基本的な目的としてきた。このような歴史的伝統を継承する現代の社会的経済論は、人を生み育て守る「社会」の領域に着目し、そこで発生する社会問題の解決を第1目的とする組織（民間非営利組織）を重視する。そして、国家セクターと営利組織セクターだけでなく、非営利組織セクターの独自の機能を認めて、国家セクター、営利組織セクター、民間非営利組織セクター（ドロッカーの用語では「社会的セクター」）のベストミックスのあり方を究明しようとしている。

社会的経済論における「社会的」という用語は、上記のような文脈において用いられているのである。

2. 社会的経済論の歴史

社会的経済論は、19世紀のフランスを中心に展開されていった（詳細は、西川 1994a, 1994b、参照）。19世紀の経済学界では、国富の増大を目的に工業化と資本蓄積を重要視する政治経済学（political economy）が主流を占めていたが、これに対して社会的経済学（social economy）は、経済の資本主義化に伴う社会問題の解決を主要な研究対象に据えた。

19世紀中頃から一般化しはじめた社会的経済論は、20世紀の初頭にかけてある程度の発展を見たのであるが、その後、資本主義批判論が、一方ではマルクス主義に吸収され、他方では社会民主主義的な福祉国家論に吸収されていったことによって、社会的経済論は急速にその影響力を失っていった。

しかし、1970年代以降の大きな社会的変化、とりわけ社会主義諸国の経済的崩壊と先進資本主義諸国の福祉国家体制の衰退によって、従来の経済のあり方に対する反省が高まり、経済的な効率と社会的な福祉との総合的な実現をはかる経済理論の再構築が求められるようになってきた。このような状況のもとで社会的経済論の再検討が開始されるようになったのである。

70年代以降、多くの国で民間非営利組織が急増しているが、新しい社会的経済論は、このような社会現象を反映している（詳細は、富沢 1999、pp.8-21）。

新しい社会的経済の理論の特徴は、市場経済に基礎を置く混合経済体制の中で、国家セクターとも民間営利セクターとも異なる独自の構成要素として発展しつつある民間非営利セクターにおける企業の特異性に注目している点に見出される。

1976年にフランスで設立された「共済組織、協同組合、アソシエーションの活動に関する全国連絡委員会」は、1980年に「社会的経済憲章」を発表し、社会的経済の担い手となる企業の特異性をつぎのように規定した。

- ①_r 社会的経済の企業は、民主的に運営される。
- ②_r 社会的経済の企業のメンバーは、それぞれが選択した活動形態（協同組合、共済組織、アソシエーション）に従って、企業活動に責任を持つ。
- ③_r すべての構成員が生産手段の所有者という資格を持つ社会的経済の企業は、教育・情報活動により、内部に新しい社会関係を創造するように努める。
- ④_r 社会的経済の企業は、各企業の機会平等を要求する。また、その活動の自由を重視して発展の権利を認める。
- ⑤_r 事業の剰余金は、企業の発展と構成員のよりよいサービスにのみ用いられる。
- ⑥_r 社会的経済の企業は、個人と集団の向上をめざして、社会の調和ある発展に参加するよう努める。
- ⑦_r 社会的経済の企業は、人間への奉仕を目的とする。

1990年にはベルギーのワロン地域社会的経済協議会が、社会的経済をつぎのように規定した。社会的経済とは、主として協同組合、共済組織、アソシエーションといった組織によりなされる経済活動であり、その原則は以下のようである。

- ①_r 利潤ではなく、組合員またはその集団への奉仕を究極目的とする。
- ② 管理の独立。
- ③ 民主的な決定手続き。

国際的に著名な協同組合研究者であるH. ミュンクナーは、1992年に、社会的経済の組織の原則として、①自発性と加入脱退の自由、②民主的運営、③投機的利潤の排除、④政府からの独立、という4原則をあげている。

私自身は、社会的経済に関する種々の国際的見解を考察したうえで、社会的経済組織、社会的経済、社会的経済セクターをつぎのように定義した（富沢 1999, pp.2-21。最近の社会的経済の諸定義については、栗本 2007、参照）。

社会的経済組織は、社会的目的をもった事業体であり、下記の諸原則にもとづいて組織され運営される組織である。

- ① 開放性（開かれた組織であること。自発性にもとづく加入脱退の自由を持つこと）。
- ② 自立性（政府その他の権力の直接的統制下でない自治的組織であること）。
- ③ 民主性（1人1票制を原則として、民主主義と参加という価値にもとづいて運営される組織であること）。
- ④ 非営利性
 - (1) 投機的利潤の排除（利潤獲得ではなく、メンバー相互の利益または一般の公共的福祉の向上を目的とする組織であること）。
 - (2) 資本に対する人間の優位性（活動の過程と利潤の分配において、資本の権利ではなく人間を優先させる組織であること）。

①と②は組織原則であり、③と④は運営原則である。

一言で言えば、社会的経済組織とは、営利目的ではなく社会的目的を実現するために経済活動をする開放的、自立的、民主的な組織である。

社会的経済とは、このような社会的経済組織が行う経済活動である。

社会的経済セクターとは、このような社会的経済組織が担う国民経済の1領域である。

3. EUの政策としての社会的経済

EU諸国においては、資本の自由移動にともない地域社会の衰退化が激しく、地域社会の維持が重大な問題となっている。地域社会の活性化を図るためにEUは民間非営利組織に対する支援を政策化している。前述のように、EUは、政策対象とする民間非営利組織を「社会的経済」の組織という名称で総括している。

社会的経済を理念とする民間非営利組織セクターづくりの運動は、1970年代以降、フランスを中心に始まり、EU諸国に拡大していった。

1976年にフランスで「共済組合、協同組合、アソシエーションの活動・全国連絡委員会」(CNLAMCA)が設立されたが、その際、共済組合、協同組合、アソシエーションを総括して表現するために「社会的経済の組織」というコンセプトが用いられた。

78年にはCNLAMCAの主催で、社会的経済についてのヨーロッパ会議がブリュッセルで開催され、その後この会議はヨーロッパ各地で開催され、社会的経済の運動がヨーロッパ規模に拡大していった。

このような運動の高まりを背景にして、前述のように、89年にはEC委員会の第23総局内に社会的経済組織の振興を目的とする社会的経済部局が設置された。

その際EC委員会が提示した社会的経済組織についての定義、評価、政策はつぎのようであった(詳細は、富沢 1999、162-169ページ)。

① 定義。社会的経済の組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯と一人一票制を基礎とするメンバー参加を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は協同組合、共済組合あるいはアソシエーションという法的形態をとっている。

② 評価。これまでの歴史において社会的経済組織は社会変化に対する適応能力を示し先駆的役割を果たしてきた。たとえば、社会保険、年金などの相互扶助組織をつくり、今日の社会保障制度の基礎を築いた。社会的経済組織は、社会的目的をもち、連帯の力によって社会的評価の高いビジネスを生み出す能力をもっている。また、市民、生産者、消費者の多様なニーズに多様な仕方で応えることによって新しい市場を開拓しうる。アソシエーションは、公共的な活動への市民参加を促し、個人を守り、社会の基本的価値を維持するうえで重要な役割を果たしている。

④ 政策。ECは、他の形態の企業が利用できる援助措置(情報提供、財政援助、職業訓練への援助など)を社会的経済組織にも提供し、社会的経済組織がヨーロッパ統合市場から利益を得られるようにする。EC加盟国の国内法がそれを阻害する場合は、その改正に努める。

このような政策を背景にして、今日、EU諸国では社会的経済セクターという構想のもとで、協同組合・共済組合・NPOの集合体としての民間非営利セクターづくりがすすめられている。さらに最近では、前述したように、「社会的企業」というコンセプトの導入により協同組合・共済組合・NPOの集合体という枠組みを超えた組織のネットワークが拡大しつつある。

4. 社会的経済論の社会認識

社会的経済についての説明の仕方は、論者によってかならずしも一様ではない。それらの個々の

紹介については、すでにいくつかの論文があるので(Defourney, J. and Monzon Campos, J. L. ed. 1992. 富沢 1996, 1997, 1999a, 1999b, 1999 c。Schragge, J. and Fontan, J-M. ed. 2000)、本稿においては、社会的経済論の社会認識と政策提言を中心にして社会的経済論のポイントを私なりの観点から整理する。

フランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛のバランスのとれた社会の実現を目指してきた。人類史的に見ると、産業革命が世界中に伝播した19世紀は、資本主義の確立期であった。そこでは自由主義という社会原理が時代を切り開く革新的な役割を果たした。しかし、自由競争の放任は弱肉強食を伴い、種々の社会問題を生み出していった。これらの社会問題を体制変革によって解決しようとしたのが、平等を原理とする社会主義運動であった。ロシア革命をはじめとする20世紀の多くの社会主義運動は平等を求める社会運動であった。しかしながら、自由を否定するかたちでの平等の追求は経済活動での活力を欠くゆえに失敗せざるをえなかった。

では、自由、平等、友愛のバランスのとれた社会はどのようにして実現可能となるのであろうか。この問題を考察するためには、現代社会の変化の動向に注目する必要がある。今日、種々の社会問題を解決するために、NPO や NGO などの民間非営利組織が急増し社会的発言力を強化しつつある。

民間非営利組織が今後も世界各地で増加していくとするならば、社会経済システムの問題としては、民間非営利組織の集合を一つの独立の社会領域として認識する必要が生じる。

このような社会の見方を図示したのが、本稿の視点からペストフの図を改訂した図 2,3,4 である(Pestoff, 1992)。

一般的に「社会」とは、「人間が集まって共同生活を営む際に、人々の関係の総体が一つの輪郭をもって現れる場合の、その集団」であるが、その集団には「自然的に発生したもの」と「利害・目的などに基づいて人為的に作られたもの」とがある(『広辞苑』第5版、岩波書店)。本稿では、前者を「自然的共同体」あるいは「コミュニティ」、後者を「組織」あるいは「アソシエーション」と呼ぼう。

周知のように、アメリカの社会学者である R. M. マッキーヴァーは、一定の地域で営まれる自生的な共同生活としてのコミュニティと、特定の利害関心を追及する人々の結びつきであるアソシエーションとを対置させた。彼によれば、民間非営利組織も国家も営利企業もコミュニティから派生したアソシエーションだということになるが、これらのアソシエーションのうちでも、コミュニティの生活上の種々のニーズの実現を図る民間非営利組織はコミュニティに直結する組織だということになる。

インフォーマルな領域(コミュニティ)が相対的に縮小して、フォーマルな領域が拡大するのが、近代社会の特徴であるが、この特徴を端的にあらわすものとして「身分から契約へ」(H.J. メーン)、「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」(英訳は *from community to society*) という表現が用いられる。これは、社会関係が個人の伝統的社会への帰属によって決定される社会から、自由な個人間の合意によって決定される社会への歴史的変化を示している。あるいは、コミュニティ、すなわち血縁・地縁関係による人の結びつきから、伝統的共同体から解放された自由な個人の自発的意志によるフォーマルな組織の形成という歴史的動向を示している。

図2, 3, 4は、コミュニティとアソシエーションとの関係の歴史的変化を示した概念図である。

図2 コミュニティと組織

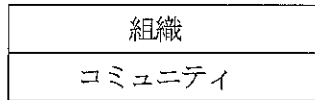


図2は、最初の段階のコミュニティとアソシエーションとの関係を示している。

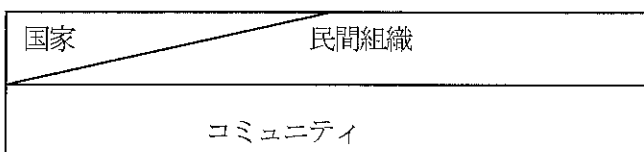
コミュニティ（自然的共同体）は、血縁、地縁によって自然的に発生した集団（家族、近隣社会など）である。これらの集団は、生活を営むうえで種々の問題を抱えている。それらの問題を解決するために種々のアソシエーション（組織）がつくられる。初期のアソシエーションは、このように、国家でも営利組織でもなく、生活上の問題を解決するために住民たちがつくった非営利組織であった。図2では、下にコミュニティが、上に民間非営利組織が位置付けられているが、これは、民間非営利組織がコミュニティを母体として生まれたことを示している。

この概念図の理解を容易にするために、17世紀にイギリスでの宗教的迫害を逃れてメイフラワー号などでアメリカに上陸した人たちなどの例を考えてみよう。彼らは、生活を維持するために、教会という宗教組織をつくり、規律の維持のために政治組織をつくり、生活手段の生産と供給のために経済組織をつくっていった。これらの組織は、一般的に、営利を第一目的とする組織ではなく、社会的な問題の解決を目的とする組織であった。その意味で、これらの組織は、民間非営利組織であり、コミュニティを基礎にしてつくられた組織（Community-based Organisations, CBO）であった。

つぎの歴史段階では、政治的な組織が発展し、共同体全体のための活動を始め、やがて国家的な組織にまで発展する。初期の段階で共同体の規律維持のためにつくられていた種々の政治組織が、一つの政治権力のもとに統括され、国家組織が成立する。国家が成立した段階では、コミュニティを母体としてつくられていた組織は国家と民間組織に二分される。

図3は、この段階におけるコミュニティと民間組織と国家との関係を示している。

図3 民間組織と国家



一方、経済発展につれて分業と市場関係が発展し、生活に必要な物資とサービスの生産と供給を専門にする営利企業がつぎつぎと生まれ、営利企業の集団が一つの社会的セクター（営利企業セクター）を形成するほどの規模になる。図4は、この段階のコミュニティと組織の関係を示している。

図4 民間非営利組織と国家と営利企業

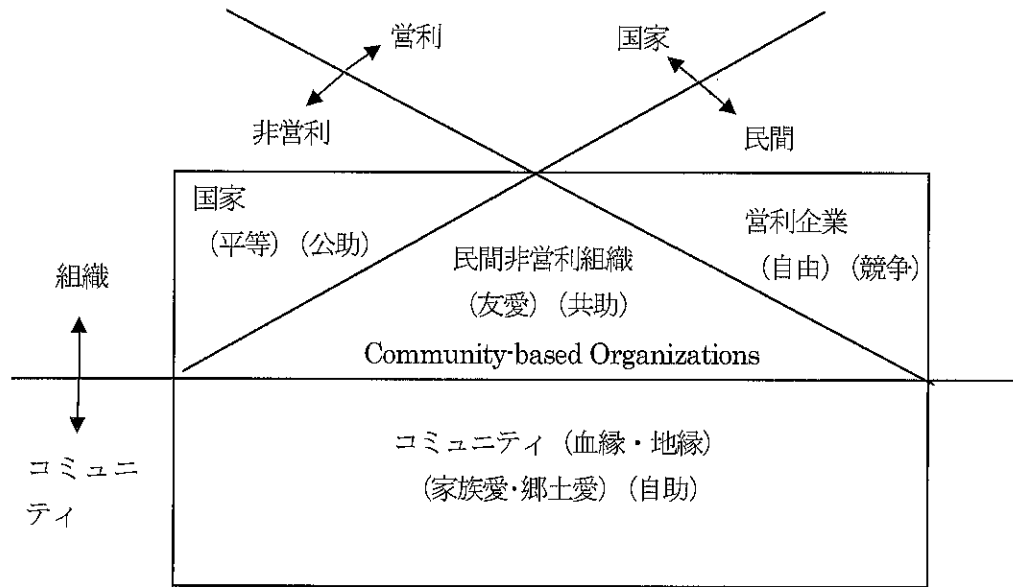


図4が示すように、コミュニティの真上にはコミュニティの住人たちの生活問題を解決するためにつくられた自発的な民間非営利組織の集合を示す社会領域がある。その左には住民全体を対象にして生活問題の解決を目指す国家の領域（国家と地方自治体）がある。一番右には市場原理にもとづいて財とサービスを提供する民間営利組織の集合を示す社会領域がある。国際的な用語法では、国家領域は第1セクター、民間営利組織の領域は第2セクター、民間非営利組織の領域は第3セクターと称される。

図4における横線は、社会を「コミュニティ」（自然的に発生したもの）と「利害・目的などに基づいて人為的に作られたもの」（組織）という2つ領域に分けている。組織の領域は、さらに「国家」「営利企業」「民間非営利組織」という3つの領域に小区分されている。右上から左下に向かう斜線は、「国家」（斜線の上）と「民間」（斜線の下）の領域を区分し、左上から右下に向かう斜線は、「営利」の領域（斜線の上）と「非営利」の領域（斜線の下）を区分している。

従来の経済学では、国内経済は、家計セクター、営利企業セクター、国家セクターという3つの基本的セクターから成るとされている。しかし、民間非営利組織の急増という時代状況を前提とするならば、これからの経済社会は、民間非営利セクターを加えた4つの社会領域から構成されるものとして分析されることが妥当性をもつことになろう。

経済社会の構造という観点からすれば、家計セクターは消費（生活）の領域であり、他の3つのセクターはすべて生産（生活のための財とサービスの供給）の領域である。すなわち、生活の領域である家計セクターは、他の3セクターの共通の土台をなしている。本章第1節「『社会的』という言葉の意味」ですでに述べたように、社会の本源的な機能は、生命の維持と再生産であり、このような社会の機能を可能とするために、生活に必要な財とサービスを提供することが経済の機能であ

る。

生活の場であるコミュニティを維持するために国家セクター、営利企業セクター、民間非営利組織セクターという3つのセクターが存在する。これが、社会的経済論の社会認識の基本である。この社会認識に合わせて現実社会の変革を求めるのが、社会的経済論の政策提言である。

5. 社会的経済論の政策提言

図4が示すように、民間非営利セクターは、社会問題の解決を目指して他の3つの社会領域（コミュニティと国家セクターと民間営利セクター）と連携をとりうる中心的な位置にある。その社会的立場から民間非営利セクターは、内的にも外的にも、連帯することを基本的な理念としている。

このような社会認識を前提として、社会的経済論は次のような政策課題を提示する。すなわち、第一の課題は、民間非営利組織間の協同を強化することによって民間非営利組織セクターを拡大強化することである。第二の課題は、民間非営利組織セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協働を強化して、地域社会活性化のためのネットワークをつくりあげることである。第三の課題は、市民社会における公共的活動を通じて諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくることによって新たな共同体を形成することである。

3つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなにか。国家セクターは平等であり、市場セクターは自由であり、民間非営利セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帯である。

自由原理と平等原理の実現を図るためには連帯原理が不可欠とされる。自由と平等と連帯という三本足に支えられることによって社会の安定性が確保される。

自由と平等の同時成立は不可能だと言われる。すなわち、社会における諸個人の自由競争を前提とすれば諸個人の平等は存在しない。また、諸個人の平等を前提とすれば自由競争は成立しない。しかしながら、自由と平等は、いわば弁証法におけるテーゼとアンチテーゼとの関係にあり、連帯原理を媒介することにより、互いに関係を結び合うことができる。自由と平等のバランスのとれた社会運営を可能とするためには、自由原理にもとづく民間営利セクターと平等原理にもとづく国家セクターだけではなく、連帯原理にもとづく民間非営利セクターが必要とされる。民間営利セクターと国家セクターと民間非営利セクターのベストミックスを追求する混合経済体制の確立が求められる。人間関係の視点からすれば、自由な個人が平等な権利をもって連帯し協力しあえる社会の確立が求められる。EU社会を支える基本的原理でもある「補完性の原理」の観点からすれば、コミュニティにおける「自助」を補完する機能を民間非営利セクターの「共助」が果たし、自助と共助を補完する機能を国家セクターの「公助」が担うという関係が求められる。

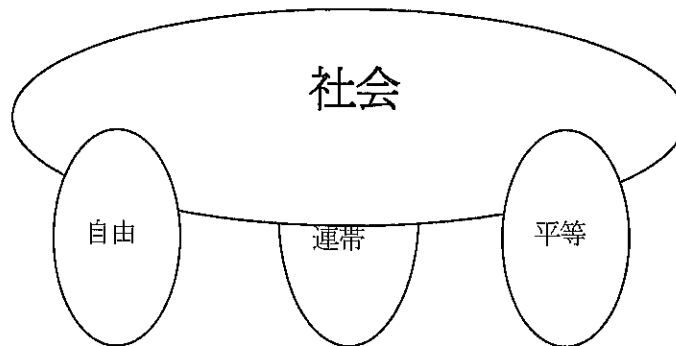
また、3セクターから成る鼎立社会は、「市場原理を基礎としながらも効率性・公平性・社会性の鼎立を可能とする社会をいかに実現させるか」という問題にたいしてつぎのような方向性を示している。

国家セクターは、公平性を基本原理として運営される。民間営利セクターは、効率性を基本原理として運営される。しかし、公平性と効率性という2本足だけでは社会は安定性を確保しえない。社会性を基本的な運営原理とする民間非営利セクターが十分機能することによってはじめて、社会は安定性を確保しうる。

このように、①自由と平等と連帯という三本足に支えられることによって、また、②効率性、公平性、社会性のベストミックスを形成することによって、また、③自助、共助、公助の3者関係をより精緻なものにしていくことによって、社会はその安定性と発展を確保しうる。人間発達も、自由、平等、連帯という3本足によって支えられる社会において保障されることになる。私は、このような社会を「鼎立社会」と名付けるが、連帯を強調する観点からは「友愛社会」と呼ぶこともできよう。このような「鼎立社会」あるいは「友愛社会」の構築が現代の課題となる。

本稿の冒頭において「新しいかたちでの共同体の構築が、21世紀社会の基本的な課題となる」と述べたが、自由、平等、連帯という3つ理念によってバランスよく支えられる鼎立社会（図5）こそが「新しいかたちでの共同体」だと言える。

図5 鼎立社会の概念図



6. 社会的企業の発展

(1) 社会的企業という概念

「社会的経済」を土台として展開されている新しいコンセプトとして「社会的企業」(social enterprise)がある。

社会的企業は、ビジネスの手法を活用して社会的課題の解決をめざす組織であり、欧米諸国を中心に急成長している（最近の状況については、A. Evers et al. 2004. 中川雄一郎 2007、中川雄一郎ほか 2008. 塚本一郎ほか 2008. 参照）。

ヨーロッパ諸国における社会的企業の実態を調査し理論的に総括した研究書としては、Borzaga, C., Defourney, J. ed.(2001), *The Emergence of Social Enterprise* (邦訳、石塚・内山・柳沢共訳『社会的企業』)がある。編者であるドゥフルニが執筆した緒論のタイトル「サードセクターから社会的企業へ」が端的に示すように、本書は、「社会的企業」という新概念を用いることによって従来のサードセクター論の刷新を図っている。

社会的経済論がサードセクターの重要性を強調する論であるとすれば、社会的企業論の新しさは、サードセクター論を基礎としながらも、問題をサードセクターの領域内に限定せず、あるいは、協

同組合や NPO などの既存の法人格の枠にとらわれずに、実質的に社会性と企業性をあわせ持つ組織を「社会的企業」としてくくることによって、①民間非営利組織の領域をサードセクター外に拡大したこと、そして、②社会的企業が有する公共性と企業性が、第 1 セクターの持つ公共性および第 2 セクターの持つ企業性と共通項を有することを明らかにして、そこに 3 つのセクター間の連携の可能性を開拓する道を示した点に見られる。

ボルザガとドゥフルニが編集した、『社会的企業』の「日本語版への序言」によれば、本書は、「社会的企業の登場——ヨーロッパにおける社会的排除との闘いの手段」と名づけられた、4 年間の研究計画の成果である。EU 加盟 15 カ国の研究者からなるチームは、ヨーロッパ全体で見られる「社会的企業家活動」という新しい経済動向を説明するために、「社会的企業」という概念を用いた。この新概念は、かなりの速度で一般化しつつある。「今日『社会的経済』という概念が経済のサードセクターを示すものとしてヨーロッパではしだいに受け入れられつつあるものの、『社会的企業』もまた、民間営利セクターにも公的セクターにも属さない起業組織を示すものとして、その種の概念のなかかではこれまでのどれよりも早く受け入れられつつある」(iii ページ)。

本書においては、「社会的企業」が下記の特徴を有する企業として定義されている (27-29 ページ)。

1 経済的基準 (①財・サービスの生産・供給の継続的活動、②高度の自律性、③経済的リスクの高さ、④最少量の有償労働)

2 社会的基準 (①コミュニティへの貢献という明確な目的、②市民グループが設立する組織、③資本所有に基づかない意思決定、④活動によって影響を受ける人々による参加、⑤利潤分配の制限)

社会的企業の増加に伴って、社会的企業を支援のための法制化も進展している。たとえば、イギリスでは 2001 年に貿易産業省内に社会的企業局が設置され、2004 年には社会的企業向けにコミュニティ利益会社という法人格が創設されている (中川 2007。塚本 2007)。また、韓国においては、社会的企業を政府が認証すること等を内容とする「社会的企業育成法」が、2007 年から施行されている (馬頭ほか 2009)。

社会的企業は、金融面でも世界的に活発化してきている (財団法人トラスト 60 2006)。貧困層対象の無担保融資事業を創設したムハマド・ユヌス氏とグラミン銀行は、2006 年にノーベル平和賞を受賞している。

日本でも社会的企業についての関心が高まっている。経済産業省は、「社会的課題をビジネスの手法を活用して解決していく」活動を「ソーシャルビジネス」という用語で把握している (経済産業省 2009、2 ページ)。経済産業省の報告書によると、2008 年現在における日本のソーシャルビジネス関連の事業者数は 8,000、市場規模は 2,400 億円、雇用者数は 3.2 万人である。ソーシャルビジネス先進国の英国では、事業者数は 55,000、市場規模は 5.7 兆円、雇用者数は 77.5 万人であるが、「我が国のソーシャルビジネス市場規模と雇用数は、英国以上の規模に拡大するポテンシャルが存在する」とコメントされている (経済産業省 2008、8 ページ)。

社会的企業論を日本の立場からどのように受け止めるかという問題を考察している最近の研究書としては、谷本寛治編著『ソーシャル・エンタープライズ — 社会的企業の台頭』(中央経済社、2006 年)がある。

谷本氏は、「社会的課題の解決をミッションとしてもち事業に取り組む新しい事業体」を「社会的企業」として捉え、「例えば、伝統的なチャリティ活動をベースとするのではなく、ビジネスの手法を取り入れ社会的事業に取り組む NPO、利潤追求をベースとするのではなく、社会的課題の解決をミッションとし事業に取り組む会社、あるいは中間法人の形態によるものなど、さらに途上国においても多様なスタイルの事業体が見られる。ソーシャル・エンタープライズは、様々な事業形態やスタイルで、ローカル／グローバル・コミュニティにおいて、解決が求められている社会的課題に対して、市場や社会から資源を集め、新しい仕組みを提示したり、新しい社会サービスを提供したりすることを通してソーシャル・イノベーションを生み出している」と述べている（i ページ）。

谷本氏は、日米欧諸国における種々の社会的企業の事例研究を行ったうえで、日本において社会的企業を育む社会的土壌を成熟させるためには下記の課題があると述べている（272-273 ページ）。

- *社会的企業は、成功事例を積み重ね、社会的企業の可能性と意義を社会に知らしめる。
- *市民は、社会的問題に対する関心と関与を高める。
- *政府は、社会的企業支援政策を実施する。
- *一般企業は、CSR の議論を成熟させ、社会的課題に対する関心と関与を高める。
- *大学・研究機関は、社会的企業の研究を深め、支援策、政策を提言する。
- *中間支援団体は、社会的企業の可能性を広く社会に示す。ソーシャル・アントレプレナーのネットワークをつくる。市場や社会に散在する資源を集め提供する媒介項になる。

谷本氏は、「本書はソーシャル・エンタープライズと社会経済システムの構造との関係を分析したり、国際比較をしたりすることに焦点を置いていなかったが、今後はこういった研究が必要になってくる」と述べている（266 ページ）。社会的経済論は、まさに社会的企業と社会経済システムの構造との関係を分析し、国際比較を重視している。今必要とされるのは、現在日本で展開され始めた社会的企業論を従来から積み重ねられてきた社会的経済論の文脈のなかで再考察することである（この問題に関しては、柏井広之編『勃興する社会的企業と社会的経済』同時代社、2006 年、が参照となる）。

以下本稿では、このような観点から、社会経済システムのなかで社会的企業がいかなる位置と機能を持つか、という問題を考察する。

（2） 社会的企業の社会的位置と機能

NPO の研究家であるサラモンは、民間非営利組織の世界的な急増現象をグローバルな規模での「アソシエーション革命」(associational revolution) の進行として把握している (Salamon, 1994)。アソシエーション革命は、市民社会における住民の連帯の力を基礎にして、社会の総体（経済、社会、政治、文化の各領域）において市民が主権者になっていく過程を重視する社会革命である。では、社会的企業は、アソシエーション革命に向かって社会の連帯機能をどのように発揮しうるのであろうか。

民間非営利組織のなかでも社会的企業はとりわけ重要な位置と機能を持つ。第 1 に、社会的企業は、経済機能を発揮する組織として社会構成体の土台に位置する。第 2 に、社会的企業は、第 3 セクター内の連帯と他のセクターとの連携を強化するための結節点として重要な機能を発揮する。

民間非営利セクターを構成する二つの大きな伝統的な組織は、協同組合と NPO である。

1995 年の国際協同組合同盟大会は、協同組合原則として「コミュニティへの関与」という新原則を採択し、協同組合が地域社会の発展のために活動する組織であることを示した。

同様に、NPO は本来、特定の問題の解決を目指す組織であるが、その特定の目的を達成するためにも地域全体の状況を考慮せざるをえなくなっている。いまや、協同組合と NPO は、「コミュニティの持続可能な発展のために活動する」（国際協同組合同盟の新原則）という点において、共通の目的を持ち、相互に協力しあえる関係にある。

このような時代状況を前提とすれば、今日の民間非営利組織の実践上の課題は明確である。前述のように、民間非営利組織、社会的企業、コミュニティ・ビジネス、地方自治体など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協働を強化することによって、地域社会活性化のためのネットワークを拡大強化することである。

ところで、このようなネットワークが十分に機能するためには、ネットワークの中心となる核が必要となる。この問題に関しては、協同組織金融機関が地域ネットワークの核となって地域づくりに成功したスペインのモンドラゴン協同組合グループの事例が参考になる。

モンドラゴンの事例から学ぶべき教訓として、次の 4 点が挙げられる。①まちづくりのためには、まちづくりに熱意を持つ種々の企業のネットワークが必要である。②そのネットワークは核を持たなければならない。③その核になりうるのは協同組織金融機関などの社会的金融機関である。④その金融機関は、資金力と経営指導力を持たなければならない。

日本においても目指すべきゴールは、社会的企業のネットワークをつくり、その中核に金融機関を置き、そこに資金と経営指導力を集中し、個別の社会的企業の経営に役立たせるシステムをつくり上げ、社会的企業の周辺に社会的企業を支援する民間非営利組織を配置することである。さらに、そのようなシステムを支えるためには、社会的企業と労働組合との連携が重要課題となる（この問題に関しては、粕谷信次『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元——持続可能な経済・社会システムへの「もう一つの構造改革」』増補改訂版、時潮社、2009 年、が参照となる）。

3 セクター間の連携を強化するうえでも社会的企業の果たすべき役割は大きい。

社会的企業と政府・地方自治体との協働に関しては、とりわけ談合社会を変えるという課題が大きい（武藤、2003）。また、営利企業との連携に関しては、CSR の強化が必要とされる。国際的には、国連などの国際機関のリードのもとで、いわゆる CSR やグローバル・コンパクト（global compact）などによって、世界の企業の規範を律しなければならない。2000 年に国連本部で発足したグローバル・コンパクトは、経済のグローバル化に伴って生ずる人権・労働・環境などへの取組みを、世界の企業に呼びかけた宣言・契約であるが、日本の契約企業は少数に留まっている（速水、2005：177—178）。

V 友愛社会の展望

1. 市場経済と労働の社会化

労働の価値を最重視して市場経済において成功した企業の実例として、第 3 章でモンドラゴン協同組合について考察した。本節では、労働の価値を重視して市場経済の仕組みを分析した代表的な

経済学者として、アダム・スミスとカール・マルクスを取り上げて、彼らの学説を考察する。スミスは、労働の価値を基本として市場経済の仕組みを解明し、マルクスは、資本の本質を解明することによって労働の価値を明らかにした。

(1) アダム・スミスと市場経済

スミスは経済学の祖と称される。それは、彼が市場経済の基本的論理を解明したからである。彼が解明した市場経済の仕組みは、現代の経済学の基本原理となっている。その要点を見ておこう。

市場経済は、生活に必要なもの（財とサービス）の生産から消費にいたる活動が市場機構によって社会的に調整される経済制度である。市場機構とは、市場価格を通して需要と供給の調整が行われるメカニズムである。

たとえば、米よりもパンを食べたいという人が増えるとする。すると、米市場では需要が減り、価格が下がる。パン市場では需要が増え、価格が上がる。農家は、米の生産を減らし、小麦の生産を増やす。このようにして、パンを食べたいという人びとのニーズが、市場価格を経由して、米の生産に使われていた生産資源を小麦の生産に振り向け、資源が効率的に配分される。

このように市場価格は、人びとの需要と供給に関する情報を効率的に伝達する機能をもつために、市場を通して全社会的に需要と供給の調整が行われ、生産資源も効率的に利用される。したがって、市場取引を個人の自由意思に任せておけば、社会全体として資源の効率的な利用が可能となる、とされる。

このような市場原理を明らかにした経済学者として、スミスは往々にして、「経済活動はすべて市場にまかせよ」という市場原理主義を説いた学者として紹介される。多くの経済学テキストにおいて、「各人が利己心のおもむくままに行動すれば、市場原理をつうじて社会全体の利益が増大する」というのが、スミスの見解だと要約される。しかし、この解釈は、正確ではない。スミス研究者が述べているように、「無制限の利己心が放任されるべきだ」という考え方は、スミスの思想からは出てこない（睦目 2008、59 ページ）。利己心は義務の感覚のもとに制御されなければならないというのが、スミスの思想である。

彼は、グラスゴウ大学で道徳哲学の講義を担当していたが、その道徳哲学体系は、自然神学、倫理学、自然法学、経済学の4部門から成っていた。すなわち、スミスの経済学は、彼の道徳哲学体系の一部なのである。

スミスにおいては道徳哲学と経済学は、密接に関連づけられていた。彼は、デビュー作である『道徳感情論』（1759年）で、正義の徳がどのようにして形成されるかという問題を、すべての人間が持っている同感という感情を基礎にして、つぎのように解明している。

人は他人に関心を持ち、他人の感情や行為に同感しようとする。また、他人が自分に関心を持ち、自分の感情や行為に同感してくれることを望む。人は、たとえば、他人の喜びにはかなりの程度喜んで同感するが、悲しみに対しては、相手と同じ程度に悲しむことはあまりない。人は、経験を積むことによってどのような感情・行為がどの程度同感されるかを学んでいき、感情・行為に関して社会的に公平な判断をしてくれる「公平な観察者」を心の中に形成していく。この「公正な観察者」の非難を避け称賛を求めて行動することが、一般的諸規則として設定され、一般的諸規則に従おうとする義務の感覚が形成される。そして、一般的諸規則に厳密に従うべきだとする考えが「正義」

となる。正義は、厳密で強制力をともなう形で制度化されると「法」となる。義務の感覚と法によって、社会秩序が形成され、維持される。

「各人が利己心のおもむくままに行動すれば、市場原理をつうじて社会全体の利益が増大する」という見解は、誤りであり、利己心は義務の感覚に制御されてはじめて健全な市場が成立するというのがスミスの見解なのである。

さらに言うならば、市場の健全性と持続性を確保するためには、市場ができるだけ完全なものなければならない。市場価格が需要供給関係を正確に反映しない場合は、市場経済は有効に機能しえない。市場価格が需要供給関係を正確に反映している市場は「完全市場」と呼ばれるが、完全市場が成立するためには、つぎの4条件が必要とされる。

- ① 企業の市場参入が自由であること。
- ② 供給者と需要者が多くいること（多数者の自由競争市場）。
- ③ 少数者による市場支配がないこと（独占市場でないこと）。
- ④ 市場参加者が十分な知識を持つこと（情報の非対称性がないこと）。

市場が有効に機能するためには、一般的諸規則にしたがう義務の感覚と正義が必要とされ、法と国家による規制が必要とされるのである。

スミスによれば、市場価格を形成する源に労働がある。彼は、労働価値説を基礎づけた学者としても著名である。経済学の古典中の古典とされるスミスの『国富論』（1776年）は、次の文章をもって始められている。「国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便益品のすべてを本来的に供給する源であって、この必需品と便益品は、つねに労働の直接の産物であるか、またはその生産物によって他の国民から購入したものである。」

人びとに富をもたらす源は労働である。スミスは、単純明快にこう述べているのである。

スミスの思想を批判的に継承して、労働の本質を徹底的に解明したのは、マルクスである。彼は、資本の源が労働であることを解明しただけでなく、労働が新しい社会をつくる源であるという社会変革の展望を示した。

（2） マルクスの人間観と労働観

マルクスの人間観と労働観を示す2つのキーワードは、自己疎外と労働疎外である。人間の自己疎外とは、人が主体性を失い、自分が他者に対して疎遠な感じを抱くだけでなく、自分自身に対しても疎遠な感じを抱くようになることである。現にある自分が本来の自分ではないのではないかと、自己喪失の感じである。マルクスによれば、自己疎外とは人間が人間の本質から疎外されていることに他ならない。マルクスは、労働という観点から人間の本質をとらえた。他の動物と異なる人間の特質は、労働するということにある。人間が主体性を確保するためには、労働が自分のものであることが必要である。自分の意思にしたがって労働することによって、人間は人間的でありうる。自発的労働が人間を人間たらしめる。自分の働きが、自由意思に基づくもの（自発的なもの）であることが、人間が人間であるための条件である。

しかしながら、資本主義社会では、賃労働者は、給料と引き換えに自分の労働を雇い主の支配下におくことになる。労働市場という言葉がある。奴隷市場を考えるとわかりやすい。奴隷は、労働をする力（労働力）がどれくらいあるかによって価格が決まり、売買される。労働力の売買がされ

る場が、労働市場である。資本主義経済のもとでの労働市場も、労働力の売買市場であるという点では、奴隷市場と同様な性格を持つ。人身売買はないが、労働者がどれぐらい働けるか、どれぐらいの価値を生み出せるかということが基準となって、労働力の売買がなされる。労働者は賃金と引き換えに自分の労働力を売る。売られた労働力は、買い手のものとなる。労働者は買い手の指示のもとで働く。労働者がつくりだしたものも、買い手のものとなる。このように労働が他者の支配下におかれ、自分に対してよそよそしい関係になることを「労働疎外」という。このような労働疎外を克服して労働を自分のものとしなにかぎり、人は自分の人間の本質を獲得しえない。自己疎外を克服しえない。

自分の働きが自発的なものであることが、自由な人間であることの条件であるとするならば、労働疎外のもとにある人は、自由な人間であるとは言えない。その人は、自由な人間であることの条件を失っているために、人間でありながら本来の人間でないという「自己疎外」「人間疎外」の状態にあると言える。

労働が解放されるためには、奴隷解放によって奴隷が解放されたように、労働力が買い手のものではなく、労働者自身のものとならなくてはならない。

現代の資本主義社会において労働者が自分の労働力を売り渡すのではなく、自分の労働力として労働に従事することを可能にする組織として、ボランティア組織とワーカーズコープがある（ワーカーズコープについては、すでに第3章のモンドラゴン協同組合の事例で考察した）。

ボランティア労働は、その言葉が示すように、自発的労働そのものである。ボランティア組織としてのNPOには2つの役割がある。組織としての役割は、社会問題の解決である。NPOのもとで働くボランティア労働者にとっての役割は、自己実現の場の提供である。ボランティア労働者は、労働疎外と自己疎外から離れた場において自己実現をはかるのである。

人間が労働疎外と自己疎外を克服することができる社会を実現するためには、自発的労働が社会的に広範に行われることが必要となる。自発的労働の普遍化を実現させるための必要条件は、労働の社会化である。つぎに、マルクスの未来社会論と「労働の社会化」論について考察しよう。

(3) マルクスの未来社会論

マルクスの未来社会論の解明を試みた最近の労作として海老沢照明『マルクス 未来社会論と個人』（光陽出版社、2006年）がある。本書は、「個人的所有」概念の解明を中心としてマルクスの未来社会論を考察している。以下、海老沢氏の見解を参照しながらマルクスの未来社会像を明らかにしよう。

本書で最重視されるのは、下記に見られる『資本論』（第1巻）中の「個人的所有」概念である。「資本主義的生産から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義的私的所有も、自分の労働にもとづく個人的な私的所有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生み出す。それは否定の否定である。この否定は、私的所有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果……を基礎とする個人的所有 (individuelles Eigentum) を再建する。」（『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、23b巻、995ページ）。

海老沢氏は、「個人的所有」概念についてじつにわかりやすい例をあげて説明している。本書のキ

一概念についての海老沢氏の理解がそこに端的に示されているので、私なりに若干整理して紹介しよう。

第1に、所有と言う概念は、「持っている」という状態よりは、「わがものとする」という動態に力点をおく概念である。

「Aさんが高価なピアノを購入して、自分の『持ち物』として単に『持っている』ということと、そのピアノを思い通りに弾きこなすことができるということとは区別される。Aさんのピアノにたいする関係行為のうち、前者を『私的所有』、後者をその限りで『個人的所有』という。『その限りで』というのは、対象をピアノに限定して言えば、ピアノの製造工程から演奏行為にいたるすべての過程にたいして、Aさんが意識的支配関係にあるときに、真の『個人的所有』となるからである」(3-5ページ)。

ここでのキー概念は、「意識的支配関係」である。動物も自然を変化させるが、人間労働との本質的な相違は、意識性の有無にある。労働の人間的特質は意識性にある。対象にたいして人間が意識的支配関係にあるということは、「対象物の製造から使用にいたるすべての過程を意識してわがものとしている」ことを意味する。

第2に、「個人的」は「私的」の対概念である。「私」は、他人の侵入を許さない排他的領域である。これにたいして「個人」(Individuum)は、社会を前提として成り立つ概念であり、社会を成り立たせる最終単位、「これ以上分割できない個体」(Individuum)を意味する。「個人的所有」は、「私的所有」すなわち排他的所有ではなく、社会の一員として他者とともに所有するという意味を内包しており、「共同的所有」「社会的所有」と矛盾しない概念である。

この点を説明するために、海老沢氏は、須永茂夫『息子よ　ここで翔べ　友の発見』(労働旬報社、1988年)からつぎの話を引用する。

チャボ君が「俺の山」とよんでいる山に友達を案内してきのこ狩りをした。彼が「あそこは4日前にきたときは、まだ1本しかでていなかったけど、今日は4、5本はあるはずだ」というと、その予測はぴったりとあたっていた。彼は、その山の草木の一本一本にいたるまで熟知しているふうであった。「山は一年中彼のふところのなかかにあり、山は彼に支配されていた。」

この話に関して海老沢氏はつぎのようにコメントしている(4-5ページ)。

チャボ君はなぜ「俺の山」と表現したのか。その山を「持っている」からではない。その山について熟知していたからだけではない。「彼はその山にたいして、他人からの支配・従属関係から自由に、チャボ君自身の力で、自分の自発的な目的意識にしたがって享受できる関係にあったからである。ここで重要なことは、この山を『我がものとする関係行為』はチャボ君だけではなく、他の者にも同時に可能な関係行為でもあるということである。」「その山が……社会的共有地で、山の利用がすべての人に権利として保障されているような関係の場合に、チャボ君の山にたいする関係行為は『個人的所有』となる。それは同様に、その山を利用している他の者にとっても『個人的所有』であることを排除するものではない」(4-5ページ)。「山に限らず、社会全体を考えると、個々人が、社会的に共有された生産手段にたいして、目的意識性(何のために、何を、どのように生産するのか、その生産物をどのように利用するのか等)を自覚的に共有して使用する関係にあるとき、個々人のかかる社会的生産手段にたいする関係行為は『個人的所有』であるといつてよい。」

本書の結論は、つぎのように要約されている(217ページ)。

(i) 未来社会における個々人の労働と消費生活の質的変化の最大のポイントは、個々人が生産手段と生活手段という対象にたいして社会的レベルで意識的支配関係を確立するという点にある。それは、個々人が生産手段と生活手段という対象を、その質的具體性において我がものとして獲得する関係行為、すなわち「個人的所有」の社会的拡大に他ならない。

(ii) こうした「質的変化」は、生産手段の社会的所有を土台として、社会化された労働総体及び消費総体の「目的意識性」を個々人が社会的に共有することによってのみ可能である。

(iii) この「共有」の主体的条件は、労働能力と消費能力の科学的・普遍的発達であり社会的・共同的発達である。客体的条件は、労働と消費の科学的過程および社会的過程への転化である。

(iv) マルクスは、以上のような意味において、個々人の「社会的個人」化という視点を未来社会論の基底に据えている。

本書中には、「生産手段の社会的所有を土台として、労働と消費生活の質的変化が可能となる」という主旨の文章が繰り返されている。これは重要なテーゼである。しかしながら、これだけの重要性を持つ「生産手段の社会的所有」という概念が、本書ではそれ自体としては十分考察されていない。

ちなみに、「日本共産党綱領」（2004年改定）では、「生産手段の社会化」についてつぎのような説明がなされている。

「社会主義的変革の中心は、主要な生産手段の所有・管理・運営を社会の手に移す生産手段の社会化である。」「生産手段の社会化は、その所有・管理・運営が、情勢と条件に応じて多様な形態をとりうるものであり、日本社会にふさわしい独自の形態の探求が重要であるが、生産者が主役という社会主義の原則を踏みはずしてはならない。『国有化』や『集団化』の看板で、生産者を抑圧する官僚専制の体制をつくりあげた旧ソ連の誤りは、絶対に再現させてはならない。」「市場経済を通じて社会主義に進むことは、日本の条件にかなった社会主義の法則的な発展方向である。」

見られるように、「生産手段の社会化」が「社会主義的変革の中心」と位置付けられている。しかしながら、生産手段の社会化をどのように実現するかという問題については詳論されていない。生産手段の社会化が「多様な形態をとりうるものであり、日本社会にふさわしい独自の形態の探求が重要である」とされているだけである。不破哲三『マルクス未来社会論』（新日本出版社、2004年）においても、この問題についての詳論はない。

解明すべき基本的な問題点は、つぎの6点である。

(i) 「主要な生産手段の所有・管理・運営を社会の手に移す」と言う場合の「社会」とは何か。

(ii) 「主要な生産手段の所有・管理・運営を生産者の手に移す」と言い換えてはいけないのか。

(iii) 「生産手段の社会化」の問題は「労働の社会化」の問題と裏腹の関係で把握されるべきではないか。

(iv) 「労働の社会化」こそが「生産の社会化」の主体的側面であり、「生産手段の社会化」はその客体的側面として把握されるべきではないか。

(v) 「生産手段の社会化」の問題は、究極的には「労働の社会化」をどのように進めるかという問題に収斂するのではないか。

(vi) 「市場経済を通じて社会主義に進む」ためには、どのような変革が必要とされるのか。

海老沢氏の論理を延長すれば、下記のようになるのではなかろうか。

第1に、「生産手段の社会的所有」が「生産手段の国有」とイコールでないことが強調されるべきであろう。「国有」が「社会的所有」とイコールになるためには、権力主体としての国家の存在が極小化して、国家が社会的存在に近づく必要がある。さもないかぎり、「生産手段の国有」のもとで労働者が主体的に生産手段を所有することはできない。労働者は、国家の命令のもとで働くことになり、「労働の独立」は確保されえない。

第2に、「生産手段の社会的所有」の実現過程が解明されるべきであろう。

この点に関しては、労働者生産協同組合にたいするマルクスの評価が想起される。

労働者生産協同組合（今日では労働者協同組合、ワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブなどと呼ばれることが多い）は、「労働者が生産手段を所有し、経営主体でもある協同組合」として規定されている。労働者生産協同組合に関してマルクスはつぎのように述べている。

「われわれは労働者に、消費協同組合よりは、むしろ生産協同組合に携わることを勧める。前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃するのである」（『国際労働者協会の『中央評議会代議員への指示』『マルクス＝エンゲルス全集』16巻、194ページ）。

「労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態のなかではあるが、古い形態の最初の突破である。……資本と労働の対立はこの協同組合工場のなかでは廃止されている」（『資本論』前掲書、25a巻、561ページ）。

マルクスによれば、未来社会は、「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」である（『資本論』前掲書、23a巻、105ページ）。あるいは「合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会」である（『土地の国有化について』前掲書、18巻、55ページ）。

ここに記述されている「合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸アソシエーション」の一つの具体的形態として、労働者協同組合がある。

労働者協同組合においては、その組織内部限りでの「生産手段の社会的所有」が成立しているのであるから、このような労働者協同組合が全社会的規模に拡大していけば、労働者が生産手段を全社会的に所有しているという状態に近づくことになる。労働者が生産手段を所有し、資本家と労働者の対立が存在しない領域では、搾取もなくなり、「労働の独立」と「消費の独立」が実現する条件が生み出される。

また、市場の役割に関して述べるならば、自立的な多数の労働者協同組合が存在し、それらの労働者協同組合が生産する財とサービスが市場に供給される場合は、需要と供給の調整は、基本的には市場価格の変化を通じてなされることになるだろう。現実的には、市場の欠陥を補うための国家の介入が必要となるであろうが、市場の役割を無視して国家が価格を設定することは需要と供給のアンバランスを生じさせることになるだろう。

（4） 「労働の社会化」論

マルクスの「労働の社会化」論は、労働の社会化を基礎とする社会変革の論理を明らかにしたものである。この問題については、すでに別書（富沢 1974）で詳論しているので、ここでは、「ア

ソシエートした労働」とアソシエーションとの関係を明らかにするだけに留めたい。

前述のように、マルクスによれば、未来社会は「共同的で合理的な計画にもとづいて社会的な仕事を行なう自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会」である。マルクスは、「資本主義的生産様式からアソシエートした生産様式への過渡形態」（『資本論』第3部第1稿。前掲書、25a巻、562ページ）を克明に分析して、「アソシエートした労働」が未来社会の基礎をつくることを明らかにした。

「労働の社会化」論は、「アソシエートした労働」にいたる過程、プロセス、動態、ダイナミクスを問題とする研究である。「労働の社会化」論の基本的課題は、資本による労働の社会化の進展をいかにして労働者自身による労働の社会化に転換させるかというところにある。労働疎外の克服による人間の自己疎外の克服、あるいは、人間発達のための条件づくりとも言える。

では、「労働の社会化」の視点から現代社会を分析するためには、「労働の社会化」論をどのように発展すべきであろうか。

第1は、労働の社会化を生活の社会化という視点から捉え返すことが必要である。マルクスによれば、生活過程は、経済的生活過程、社会的生活過程、政治的生活過程、精神的生活過程に分類される。労働の社会化は、経済的生活過程の問題としてだけ取り扱われがちであるが、それだけではなく社会的生活過程、政治的生活過程、精神的生活過程のそれぞれにおける社会化との関連においても解明されなければならない（詳細については、富沢 1987、参照）。

第2は、労働者を理解する際に、視点を賃労働者階級（プロレタリアート）だけに限定しないで、生活者という視点から労働者を捉え返すことが必要である。

第3は、人間発達の基本的要因を労働にだけ限定しないで、創造的活動という視点からも捉え返すことが必要である。

H. アーレントは、人間行動を3類型に分けている。すなわち、耐久性のない消費財の生産活動としての「労働」（labor）と耐久性のある対象物の生産活動としての「仕事」（work）と、他の人に働きかける活動としての「活動」（action）である（H. アーレント、志水速雄訳『人間の条件』中央公論社、1973年）。現代の「労働の社会化」論の特徴は、労働を「労働」と「仕事」だけでなく、「活動」という視点を含めて捉え返すことである。

前述したように、現代における「労働の社会化」論の基本的な課題は、資本による生活の社会化の進展をいかにして生活者自身による生活の社会化に転換させるか、あるいは生活の疎外をいかにして克服するかである。この問題を解明するためには、「労働の社会化」を基礎とする「生活の社会化」の解明が必要とされる。

2. 生活の社会化と友愛社会

(1) アソシエーティブ民主主義

現代日本における連帯のあり方としては、労働者階級の連帯だけでなく、労働組合を含めて、生活問題の解決をはかる諸組織（アソシエーション）間の連帯が必要となる。

政治面での連帯の問題に関して述べれば、国民が主権を持つという、真の意味における民主主義が必要とされる。他者との協議をふまえた決定が重要となり、少数者を排除しない、「異は美なり」という認識が必要となる。

アソシエーション論からする民主主義の強化という問題については、P.ハーストの「アソシエーティブ民主主義」(associative democracy) という概念が注目される。

ハーストは、その著書『アソシエーティブ民主主義』(Hirst 1994、2001)において、議会制民主主義の隘路を打破するためには、民間非営利組織などがその内外で形成する「コミュニケーションとしてのデモクラシー」の強化が必要だという見解を提示している。彼は、「できるだけ多くの社会活動を自立的で自発的なアソシエーションにゆだねるべし」と提言して、アソシエーション内外のコミュニケーション行為の活発化による民主主義を「アソシエーティブ民主主義」と名づけている。

日本では、佐藤慶幸氏が、その著書『アソシエーティブ・デモクラシー：自立と連帯の統合へ』(佐藤 2007)において、アソシエーションの活性化が現代の民主主義のあり方に変革をもたらすという見解を提示している。

篠原一氏などは日本における「討議デモクラシー」(deliberative democracy)の実践を提言しているが、この「討議デモクラシー」も「アソシエーティブ・デモクラシー」との関連で捉えられると、さらに実践上の重要性を増すであろう(篠原 2004)。

「アソシエーティブ民主主義」と「討議デモクラシー」との観点からすると、労働者組織(政党や労働組合など)も、内部の結束を図るだけでなく、社会変革のために他の組織と積極的に討議し連携する必要が生じる。

(2) アソシエーティブ経済

アソシエーション論の立場からする経済面での連帯のあり方については、F.アルキブジが、その著書『アソシエーティブ経済』(Archibugi, 2000)において、民間非営利セクターの経済を「アソシエーティブ経済」と名づけて、市場経済を基礎とする3セクターのベスト・ミックスのあり方を詳細に検討している。

アソシエーティブ民主主義論とアソシエーティブ経済論は、ともにアソシエーションの増大がどのようにして新しい社会システムを生み出すかという問題を、政治論と経済論の観点から解明している点で注目に値する。

(3) 労働運動の根本方針

現代の労働問題の特徴は、量的には賃労働者の増大(プロレタリアート化)、質的には労働疎外の深化(→人間の自己疎外の深化、人間性の喪失)という点に見られる。この点からすると、解決すべき究極の根本問題は、賃労働の揚棄(後述するワーカーズコープでの労働は、その一形態)と労働疎外の克服(労働の人間化。労働を人間発達の要因とすること)である。

上記の根本課題の解決に一步でも近づくために、労働者組織(政党や労働組合など)は、職場だけでなく、地域をベースにして、地域づくりをめざして、生活問題の解決を目指す種々のアソシエーションと連携すべきである。

企業組織のあり方としては、「社会的企業」をめざす組織づくり(あるいは組織変革)が重要となる。前述のとおり、社会的企業とは、利潤獲得を第1目的とはしないで、社会的問題の解決を第1目的として企業活動をする組織である。

社会的企業は、同じような社会問題の解決をめざす他の組織との連携が必要となる。したがって、社会的企業は外部的には社会連帯・ネットワーク化（生産の社会化）をめざすことが望ましい。そして、内部的には可能なかぎりワーカーズコープ化（労働の社会化）をめざすことが望ましい。

「共同的で合理的な計画にもとづいて社会的な仕事を行なう自由で平等な生産者たち」（マルクス）の一つの具体的形態がワーカーズコープであり、ワーカーズコープのネットワーク化が「生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会」を形成する基礎をなす。

（４） 生活の社会化と友愛社会の成立

経済のグローバリゼーションの進展の結果、生活全般にわたる社会化が加速度的に進行している。従来は家庭内労働に依拠するところが大きかった衣食住にかかわる労働、子育て、高齢者介護などがますます市場労働に依拠するようになってきている。しかも、営利目的の資本が主導する社会化は、生活の多側面で社会問題を発生させている。「営利目的の資本が主導する生活の社会化」を「生活者が主導する生活の社会化」へ転化させ、友愛社会の確立に導くことはいかにして可能か。その道筋はどのようなものであろうか。表1は、「労働の社会化」がどのような経路を経て「友愛社会」の確立に至るかを、現代の日本社会をイメージして、表示している。

表1の第1欄では、生活過程が「精神的生活過程」「政治的生活過程」「社会的生活過程」「経済的生活過程」に分けられている。4つの生活過程はそれぞれ影響を与え合うが、「経済的生活過程」を第1欄の最下位（土台）に位置付けたのは、「経済的生活過程」が「社会的生活過程」「政治的生活過程」「精神的生活過程」を規定する度合いが強い（土台と上部構造から成る社会構成体における土台の位置にある）からである。また、「経済的生活過程」のなかで、「生産の社会化」を最下位（土台）に位置付けたのは、「生産の社会化」が「分配の社会化」「流通の社会化」「消費の社会化」を規定する度合いが強いからである。また、「生産の社会化」が「生産手段の社会化」と「労働の社会化」とに分けられ、「労働の社会化」が最下位（土台）に位置付けられているのは、生産の主体的要因としての労働を重視したからである。

第2欄は、それぞれの生活過程における「生活の社会化」のあり方を示している。

第3欄は、資本主体の生活の社会化がどのようなかたちで「社会化の歪み」を生み出すかを示している。

第4欄は、「資本主体の生活の社会化」を「生活者主体の生活の社会化」へ変革するための、変革主体形成の条件がどのようなかたちで生成するかを示している。

第5欄は、「友愛社会」を確立するために実現すべき基本的課題を示している。

第6欄は、「労働の社会化」を基底とする「人間の社会化」と「社会の人間化」が「人間的な社会（友愛社会）の確立」につながることを示している。

このようにして表1は、「労働の社会化」を始点に位置づけ、「労働の社会化」がどのような経路を経て「友愛社会の確立」というゴールに辿り着くかを示す、すごろくにも似た表となっている（詳論については、富沢 1987、参照）。

生活の社会化と友愛社会

生活過程	生活の社会化 (広義)	社会化の歪み	変革主体形成条件の生成	課題	目的
精神的生活過程	マスメディア、マスコミの発達	マスコミによる精神活動の画一化、労働力養成を主目的とする学力偏重教育、社内教育の強化 (→自由と民主主義の抑圧)	各種の研究集会 イデオロギー→科学	精神的生活の科学化と芸術化	人間の社会化、 社会の人間化 による <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">友愛社会の 確立</div>
政治的生活過程	政治的関係領域の拡大	平和、自由、民主主義の危機体制の深化 ①アメリカの核戦略下の安保体制→平和の危機 ②憲法改悪、有事立法制定等の企て→自由と民主主義の危機	闘争領域の拡大と民主主義 国際連帯の強化→国際的変革主体 (平和運動など) 統一戦線——人民的変革主体	政治の民主化	
社会的生活過程	生活基盤の拡大 「生活の社会化」 (狭義) ①家族機能の社会化 ②生活手段の社会化 (1)利用形態 (2)供給形態	①家族の解体 i) 生産単位としての家族の崩壊 (農家→労働者家族) →消費単位としての家族 ii) 消費ブーム→多就労世帯の増大→家族機能の家庭外化→家族の相互扶助機能の弱体化 iii) 労働力養成を主体とする学力偏重教育→児童の「社会化」 (社会適応) の障害 (非行、自殺など) ②地域共同体の解体 生産の社会化→労働力の集積・集中→過密・過疎問題、都市問題→「社会的共同生活手段」の不足 →「社会的共同生活手段」の不足 →市場関係の普遍化	変革主体形成の領域の拡大 多面的領域での多面的要求とそれらの共通性 (反独占) その組織化、巨大エネルギーの統一戦線への結集可能性 →女性運動 →教育運動、母親運動、学生運動 →住民運動、自治体運動 →消費者運動、協同組合運動	人間の社会化	
経済的生活過程	④消費の社会化 (→狭義の「生活の社会化」) ③流通の社会化 ②分配の社会化 ①生産の社会化 (1)生産手段の社会化 (2)労働の社会化	独占企業の流通支配、小零細商の切り捨て 搾取形態の社会化、労働力再生産費の社会化 国家財政を介する、労働階層から独占資本への再配分 (重税など) による所得の取奪、環境保全・社会福祉・教育・医療などへの支出の削減による追加搾取 ——独占化——労働者階級だけでなく、中小企業家、農漁民も支配 ——生産手段の集積・集中——生活基盤の破壊 (公害、環境問題、過密・過疎問題) ——労働力の集積・集中——労働者階級の増大——相対的過剰人口の増大——「合理化」の進展——支配・搾取の深化・拡大	→変革主体形成の領域の拡大 →搾取形態の社会化→労働組合の制度・政策要求 (賃上げ闘争→国民春闘) 労働力再生産費の社会化→賃金決定機構の社会化→闘争の規模の拡大と政治化 →変革主体形成の領域の拡大 →変革主体形成の領域の拡大 (住民運動) 資本蓄積→(1)労働者 (生産力主体) の数の増大→社会的力の増大 (2)労働の社会化 ↓ i) 社会的関連の拡大・深化→組織化、規律性、連帯性の形成→団結→「社会的労働」の実現 ii) 科学性→「普遍的労働の実現」	経済の民主的規制	

(5) 労働の社会化を促進するための法制度

労働者による「労働の社会化」を促進するためには、それを保障する法制度が必要となる。

現在、日本労働者協同組合連合会とワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパンが連帯して、「協同労働の協同組合」の法制化を求める運動を推進している。欧米諸国ですでに法制化されているワーカーズコープを日本でも法制化させようとする運動である。

すでに述べたように、日本労働者協同組合連合会によれば、「協同労働」は、「働く人どうしの協同」を中心として、「消費者・利用者との協同」と「地域社会との協同」という3つの協同を実現しようとする労働であり、「協同労働の協同組合」は、「働く人びと・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合」である。そして、「協同労働の協同組合法」が成立すると、①雇われる労働ではなく、協同労働に従事し、②非営利の市民事業を展開し、③地域づくりや社会連帯をめざす協同組合組織として事業を展開し、④事業剰余の中から非営利協同基金を積立て、この基金を新しい仕事おこしに生かし、⑤そのような組織が法人格を取得できる、と説明されている。

『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議の働きかけで、2008年2月に「共同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が結成され、全党・全会派から200人以上（2009年6月現在）の議員がこの連盟に参加した。

法制化にあたっての最大の問題点は、「協同労働の協同組合法」を日本の法制度のなかでどのように位置づけるかということにある。議員連盟の坂口力（元厚生労働大臣）会長自身が「今の労働法規は労使関係を前提にしているので、協同労働の制度とはうまく合わない面がある」と述べている（日本経済新聞、2009年2月1日）。

日本の労働法規のもとでは、労働者は雇用されて働く者とされている。しかし、協同労働者は被雇用労働者ではない。したがって、協同労働者に労働法が適用されうるかが問題とされている。

日本労働者協同組合連合会は、組合法人を「使用者」、協同労働者を「労働者」として、労働法の適用を受けようとしている。『協同労働の協同組合』法制化をめざす市民会議が作成した『ワーカーズ協同組合』（仮称）法。協同で出資し、協同で労働する組織の法律・要綱案』では、つぎのように記されている。

「組合員」の項での説明。「組合は、事業で働く者を<雇用者>として雇い入れるものではありません。」

「従事組合員の労働者性」の項での説明。『ワーカーズ協同組合』法人は、『バランスを持った人間らしい働き方』を理念としており、そのための最低保障のため、組合法人を<使用者>、従事組合員を<労働者>として、法の保護下におきます。従事組合員は、雇用保険法及び労災保険法でいう<労働者>として保護され……ます。」（この問題の詳細については、島村 2008、参照。）

法律制定後の問題点としては、労働者の意識の問題があげられる。協同労働の協同組合法が真に機能するためには、その法のもとで働く労働者の意識変革が必要とされる。被雇用労働者から協同労働者への意識変革は可能であろうか。意識変革は、現段階における労働者協同組合の現場から始まらなければならない。運動の実態を伴わない法律は、腐敗する。ソ連のゴルバチョフ時代に成立した協同組合法が、ロシア・マフィアのための法に転化した歴史的事実を想起すべきであろう。

参考文献

- 岩垂弘 (1997)、「モンドラゴン協組の最近事情」『生活協同組合研究』第 225 号.
- 海老沢照明 (2006)、『マルクス 未来社会論と個人』光陽出版.
- 岡真人 (1998)、「英国労働党の政権復帰と新労働社会政策」『経営民主主義』第 7 号.
- 柏井広之編 (2006)、『勃興する社会的企業と社会的経済』同時代社.
- 粕谷信次 (2009)、『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元——持続可能な経済・社会システムへの「もう一つの構造改革」』増補改訂版、時潮社.
- 管剛文 (2009)、「協同労働の協同組合法制化をめざして」『労働調査』第 497 号.
- 栗本昭 (2007)、「社会的経済研究の現状と課題」『国際公共経済研究』第 18 号.
- 経済産業省 (2008)、『ソーシャルビジネス研究会報告書』経済産業省.
- 経済産業省 (2009)、『ソーシャルビジネス 55 選』経済産業省.
- 財団法人トラスト 60 編 (2006)、『ソーシャル・ファイナンス——ヨーロッパの事例に学ぶ“草の根金融”の挑戦』金融財政事情研究会.
- 佐藤慶幸(2007)、『アソシエーティブ・デモクラシー：自立と連帯の統合へ』有斐閣.
- JA 協同組合総合研究所・経営研究所編 (2009)、『ヨーロッパにおける協同組合組織の概況』JA 協同組合総合研究所・経営研究所.
- 島村博 (2008)、「『協同出資・協同経営で働く協同組合法』の制定に向けて」『労働法律旬報』1668 号.
- 島村博 (2008)、「協同労働法が創る人と社会の未来——市民と公共のあり方を考える」『協同の発見』197 号.
- 篠原一(2004)、『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か』岩波書店.
- 社会経済生産性本部社会労働部(2001)、『ソーシャル・ヨーロッパの新展開——グローバル時代の企業経営・雇用管理の行方を EU に探る』社会経済生産性本部.
- 須永茂夫 (1988)、『息子よ ここで翔べ 友の発見』労働旬報社.
- 谷本寛治編著 (2006)、『ソーシャル・エンタープライズ——社会的企業の台頭』中央経済社.
- 塚本一郎ほか編著 (2007)、『イギリス非営利セクターの挑戦——NPO・政府の戦略的パートナーシップ』ミネルヴァ書房.
- 塚本一郎ほか編著 (2008)、『ソーシャル・エンタープライズ——社会貢献をビジネスにする』丸善株式会社.
- 津田直則(2008a)、「協同組合における連帯と自主管理——モンドラゴン協同組合の創造と革新」『桃山学院大学経営論集』49-4.
- 津田直則(2008b)、「協同組合における連帯と自主管理——モンドラゴン協同組合の創造と革新」(続き)『桃山学院大学経営論集』、50-1・2 合併号.
- 恒川謙司 (1992)、『ソーシャル・ヨーロッパの建設』日本労働研究機構.
- 睦目卓生(2008)、『アダム・スミス』中央公論社.
- 富沢賢治(1974)、『唯物史観と労働運動——マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』ミネルヴァ

書房.

富沢賢治編(1987)、『労働と生活』世界書院.

富沢賢治 (1989)、「労働者協同組合の基本原則」『経済研究』第40巻第2号.

富沢賢治編(1996)、『労働者協同組合の新地平——社会的経済の現代的再生』日本経済評論社.

富沢賢治・川口清史編(1997)、『非営利・協同セクターの理論と現実——参加型社会システムを求めて』日本経済評論社.

富沢賢治(1998)、「協同組合」マルクス・カテゴリー事典編集委員会編『マルクス・カテゴリー事典』青木書店.

富沢賢治(1999a)、『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店.

富沢賢治(1999b)、『非営利・協同入門』同時代社.

富沢賢治編(1999c)、『福祉社会と非営利・協同セクター——ヨーロッパの挑戦と日本の課題』日本経済評論社.

中川雄一郎 (2007)、『社会的企業とコミュニティの再生』第2版、大月書店.

中川雄一郎ほか編著 (2008)、『非営利・協同システムの転回』日本経済評論社.

中村陽一 (1997)、「ボランティアな市民活動の非営利組織」富沢・川口編 (1997) .

西川潤 (1994a)、「エコノミー・ソシアル」『日本経済新聞』1994年2月14-19日.

西川潤 (1994b)、「社会的ヨーロッパの建設と「社会的経済」理論」『生活協同組合研究』第220号.

西川潤編 (1997)、「社会開発——経済成長から人間中心型発展へ」有斐閣.

西川潤(2000)、『人間のための経済学——開発と貧困を考える』岩波書店.

西川潤・生活経済政策研究所編 (2007)、『連帯経済——グローバリゼーションへの対案』明石書店.

中西五洲 (2009)、『友愛の社会を求めて』同時代社.

西村佳哲・村上千里編(2006)、『ESDがわかる』持続可能な開発のための教育の10年推進会議.

日本労働者協同組合連合会 (2009)、『協同労働の協同組合、2008-2009』日本労働者協同組合連合会.

馬頭忠治ほか編著 (2009)、「NPOと社会的企業の経営学——新たな公共デザインと社会創造」ミネルヴァ書店.

速水優(2005)、『強い円、強い経済』東洋経済新報社.

藤木千草 (2009)、「働き方作ろうよ——ワーカーズ・コレクティブの実践と課題」『労働情報』479号.

不破哲三 (2004年)、『マルクス未来社会論』新日本出版社.

正高信男 (2003)、『ケータイを持ったサル——「人間らしさ」の崩壊』中央公論新社.

武藤博巳(2003)、『入札改革——談合社会を変える』岩波書店.

Archibugi, F. (2000), *The Associative Economy: Insights beyond Welfare State and into Post-Capitalism*, MacMillan Press.

Arendt, H. (1958), *The Human Condition*, University of Chicago Press(邦訳、志水速雄訳『人間の条件』中央公論社、1973年).

Borzaga, C., Defourney, J. ed.(2001), *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge(邦訳、石

- 塚・内山・柳沢共訳『社会的企業』日本経済評論社、2004年）。
- Defourney J. and Monzón Campos, J. L. ed. (1992), *Economie sociale—The Third Sector*, De Boeck-Wesmael(富沢賢治他訳『社会的経済…近未来の社会経済システム』日本経済評論社、1995年。富沢賢治「『社会的経済』解題」)。
- Drucker, P. F. (1989), *The New Realities—In Government and Politics/In Economies and Business/In Society and World View*, Harper & Row (上田淳生ほか訳『新しい現実—政府と政治、経済とビジネス、社会および世界観にいま何がおこっているか』ダイヤモンド社、1989年)。
- Drucker, P. F. (1990), *Managing the Nonprofit Organization*, Harper Collin (上田淳生他訳『非営利組織の経営—原理と実践』ダイヤモンド社、1991年)。
- Drucker, P. F. (1992), *Managing for the Future*, Truman Talley Books Dutton (上田淳生他訳『未来企業—生き残る組織の条件』ダイヤモンド社、1992年)。
- Drucker, P. F. (1993), *Post-Capitalist Society*, Truman Talley Books Dutton (上田淳生ほか訳『ポスト資本主義社会—21世紀の組織と人間はどう変わるか』ダイヤモンド社、1993年)。
- Evers, A. et al. ed. (2004), *The Third Sector in Europe*, Edward Elgar (内山哲朗ほか訳『欧州サードセクター—歴史・理論・政策』日本経済評論社、2007年)。
- Fitzpatrick, T. ed. (2006), *International Encyclopedia of Social Policy*, Vol.3, Routledge.
- Heritier, P. (1988), *Nouvelle croissance et emploi*, Syros/Alternatives(若森章孝訳『オルタナティブ・エコノミーへの道—時短がひらく21世紀』大村書店、1991年)。
- Hirst, P.(1994), *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance*, Polity Press.
- Hirst, P. & V. Bader eds.(2001), *Associative Democracy: The Real Third Way*, Frank Cass.
- ILO (2008), Declaration on Social Justice for a Fair Globalization.
- ILO (2009), Plan of Action for the Promotion of Social Economy Enterprises and Organizations in Africa.
- Jeantet, T. (2006), *Economie sociale*, La documentation Française (石塚秀雄訳『フランスの社会的経済』日本経済出版社、2009年)。
- Laidlaw, A. F. (1980), *Co-operatives in the Year 2000*, ICA (日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合 [レイドロー報告]』日本経済評論社、1989年)。
- Lipietz, A. (1989), *Choisir l'audace: Une alternative pour le vingt et unième siècle*, La Découverte(若森章孝訳『勇気ある選択—ポストフォーディズム・民主主義・エコロジー』藤原書店、1990年)。
- Molkte, H. (1996), 大嶋茂男訳「社会的経済企業体の雇用問題への貢献」『生活協同組合研究』第247号。
- Pestoff, V. A. (1992), "Third Sector and Co-operative Services—An Alternative to Privatization", *Journal of Consumer Policy*, No.15(岩田正美訳「ソーシャル・サービスの第3部門—社会福祉の民営化に対するもう一つの選択肢」『スウェーデンの福祉と消費者政策』、『生協総研レポート』No.5. 1993年)。
- Polanyi, K. (1977), *The Livelihood of Man*, Academic Press (玉野井芳郎ほか訳『人間の経済』

- 岩波書店、1980年) .
- Rifkin, J. (1995), *The End of Work*, Jeremy P. Tarcher (松浦雅之訳『大失業時代』TBSブリタニカ、1996年) .
- Salamon, L. M. (1992), *America's Nonprofit Sector*, Foundation Center (入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社、1994年) .
- Salamon, L. M. (1994), "The Rise of the Nonprofit Sector", *Foreign Affairs*, Vol.73, No.4: (邦訳、「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号).
- Salamon, L. M. and H. K. Anheier (1994), *The Emerging Sector—An Overview*, Johns Hopkins University (今井忠監訳『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社、1996年) .
- Schragge, J. and Fontan, J-M. ed. (2000), *Social Economy: International Debates and Perspectives*, Black Rose Books.
- Social Economy Unit of the European Commission(1995), *The Social Economy Unit Seville Update*, Social Economy Unit of the European Commission.
- Wiener, H. and R. Oakeshott (1987) , *Worker-Owners: Mondragon Revisited*, Anglo-German Foundation.

「友愛社会とは何か—ヨーロッパから学ぶ社会像」
(非営利・協同総合研究所いのちとくらし ワーキングペーパーNo.2)
著者 富沢賢治(聖学院大学大学院教授)
発行日 2010年3月1日
発行 特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-7-8-2F
電話 03-5840-6567 FAX 03-5840-6568
電子メール inoci@inhcc.org URL <http://www.inhcc.org/>